

金武湾港・中城湾港 港湾 BCP

令和 6 年 3 月

金武湾港・中城湾港 BCP 協議会

変更履歴

年月日	変更内容	ページ
H29.3	新規策定	
R3.3	台風の被害想定を追加	P11, 16
	台風時の直前予防対応を追加	P21, 22
	港湾BCP発動基準を追加	P23
	緊急連絡網を追加	P24
	実施方針・実施手順のフロー図に台風時の直前予防対応を想定したフェーズ0を追加	P26, 28, 29, 31, 32, 34
	対策本部の明示	P24, 38, 39
	協議会会員の見直し	P38
	教育・訓練の実施計画（ロードマップ）・PDCAサイクルイメージの追加	P41
	作業船所在状況図の削除	
	その他、ページ構成の一部見直し	
R5.3	台風時の直前予防対応の一部見直し	P22
	初動対応の一部見直し	P23, 24
R6.3	台風・高潮災害を追加	P1
	水域施設の追加	P2
	中城湾港港湾計画の更新	P4
	沖縄県企業立地ガイドの更新	P5
	地域防災計画の出典更新	P11
	浸水想定図の差し替え	P14, 15
	-7.5m岸壁の変形量の限界値の考え方を追記	P19
	訓練結果を踏まえた事前対策の追加、注釈の協会名の訂正	P21
	通信障害に対する予防対策の追記	P22
	用語の訂正（勧告、発出）	P23
	人命優先や安全確保を第一とすることの追記	P24
	協議会事務局（沖縄県港湾課）への連絡の見直し	P24, 25
	協議会の緊急連絡網の更新	P25
	団体名の訂正	P25, 26, 27, 29, 32, 35, 40, 41, 42, 47
	台風・高潮災害の場合の参集条件を追記	P26
	参集場所の見直し	P26, 27
	バルク輸送活動関係者、重要業務の追加	P29
	訓練結果を踏まえた重要業務の追加	P29, 35
	機関名の訂正、調査内容の追加	P30, 33, 36
	エネルギー輸送活動関係者の社名の更新、重要業務の追加	P32
	離島航路再開関係者の追加	P35
	訓練結果を踏まえた調査会社の機材へのドローン、作業許可の追加	P39
	協議会の新規会員メンバーの追加	P40, 47
	部会設置及び連絡体制の見直し	P41
	訓練結果を踏まえた事前対策の追加と役割分担の更新	P42
	訓練結果を踏まえた教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）の見直し	P43
	協議会規約の改定日の更新	P47
	被害状況報告様式を追加	P48
金武中城港台風・津波対策実施要領を追加	P49	

目次

1. 総則	1
1-1. 本計画の目的と位置付け	1
1-2. 本計画の前提条件	1
1-3. 本計画の対象とする重要機能	2
2. 港湾施設の被害想定と復旧目標	11
2-1. 想定地震・津波・台風の規模	11
2-2. 港湾施設の被害想定	18
2-3. 復旧目標の設定（施設別の復旧目標）	19
2-4. 必要な人員・資機材等把握	20
2-5. ボトルネックの抽出	21
3. 対応計画	22
3-1. 対応計画の基本方針	22
3-2. 台風時の直前予防対応	22
3-3. 災害時における初動対応	24
(1) 金武湾港・中城湾港 BCP の発動	24
(2) 初動対応	24
(3) 参集時の活動イメージ	26
3-4. バルク輸送機能の回復に関する行動計画	28
(1) 行動計画の目標	28
(2) 行動計画の実施方針	28
(3) 関係者と重要業務	29
(4) バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順	30
3-5. エネルギー輸送機能の回復に関する行動計画	31
(1) 行動計画の目標	31
(2) 行動計画の実施方針	31
(3) 関係者と重要業務	32
(4) エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の実施手順	33
3-6. 離島航路機能の回復に関する行動計画	34
(1) 行動計画の目標	34
(2) 行動計画の実施方針	34
(3) 関係者と重要業務	35
(4) 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順	36
3-7. 航路啓開等の対応	37
4. マネジメント計画	40
4-1. 協議会の設置	40
(1) 協議会の目的	40
(2) 協議会会員	40
(3) 部会の設置	41
4-2. 事前対策の役割分担	42
4-3. 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）	43
4-4. 見直し・改善の実施計画	43

■資料編.....	44
(1) 協議会規約.....	45
(2) 被害状況報告様式.....	48
(3) 金武中城港台風・津波対策実施要領.....	49

1. 総則

1-1. 本計画の目的と位置付け

本計画は、金武湾港及び中城湾港に甚大な被害をもたらす地震、津波、台風、高潮等の災害が発生した場合に、人的・物的な被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期に回復することを目的として策定するものである。

また、本計画は、関係者により構成される『金武湾港・中城湾港 BCP 協議会』の検討を踏まえて策定するものであり、災害による被害の想定と重要機能回復の目標を関係者間で共有するとともに、関係者が協働して行う必要がある事前準備と発災時対応を定めるものである。

本計画は、現時点の現状を踏まえて策定するものであり、今後、事前準備の充実等に対応して定期的に見直しを行うものとする。

「港湾 BCP (Business Continuity Plan=事業継続計画)」は、災害等の危機的な事象が発生した場合の対応方針を予め決めておくことで、港湾機能の低下を最小限に抑え、また早期回復を図ることを目的として作成するものである。

東日本大震災等の大規模災害を教訓に「国土強靱化基本法」及び「国土強靱化基本計画」が策定され、これまで以上にソフト対策を重視する方向性が示された。また、「国土強靱化基本計画」の推進計画である「国土強靱化アクションプラン 2014」において、重要港湾以上の港湾における港湾 BCP の策定率を平成 28 年度までに 100%にするという目標が掲げられた。これらの社会情勢変化を受け止めるとともに金武湾港及び中城湾港の機能・役割を踏まえ、「金武湾港・中城湾港 港湾 BCP」を策定する運びとなった。

1-2. 本計画の前提条件

① 本計画発動時の前提条件

本計画の発動時においては、「本島東側を中心とした被災の場合であり、那覇港が健全で、那覇港からの復旧資機材等の支援が得られること」及び「那覇市内の各行政機関をオフサイトセンターとした情報機能が確保されていること」を前提とする。

なお、那覇港を含めた沖縄全島が被災した場合、那覇港の復旧が優先されることを想定し、その場合における本協議会の行い得る対応計画は今後の検討課題とする。

② 緊急物資輸送について

緊急物資輸送の海上輸送については、沖縄県地域防災計画で位置づけられている那覇港及び本部港の耐震強化岸壁を利用することを前提とし、今回計画では考慮しないものとする。(中城湾港港湾計画改訂による新港地区への耐震強化岸壁の位置付け、整備状況を踏まえて、今後の検討課題とする。)

1-3. 本計画の対象とする重要機能

本計画の対象とする重要機能及び復旧対象とする施設を表 1-1 のとおりとする。

なお、エネルギー関連施設は専用施設のため、所有者自らが復旧対応等を行うことが前提となることから、本計画では、専用施設を利用するために必要な水域（航路・泊地等）を対象とする。

表 1-1 本計画が対象とする重要機能

重要機能	復旧対象施設			主要な輸送対象
バルク輸送	中城湾港	新港地区※	①-13m 岸壁 ②-10m 岸壁 ③-7.5m 岸壁(2 バース) ④-7.5m 岸壁(3 バース) ⑤水域施設(航路・泊地)	飼料、鋼材、鉄スクラップ、木材 砂・砂利等
エネルギー輸送	金武湾港	金武地区(沖縄電力金武火力)	⑥水域施設(-14m 泊地、-15m 航路)	石炭
		赤崎地区(J-POWER ジェネレーションサービス(株)石川石炭火力、沖縄電力石川火力)	⑦水域(航路・泊地なし)	石炭、重油
		天願地区(沖縄電力具志川火力)	⑧水域施設(-14m 泊地、-15m 航路)	石炭・木質バイオマス
		平安座北地区(沖縄石油基地、沖縄出光、沖縄ターミナル)	⑨水域(航路・泊地なし)	原油、石油製品
	中城湾港	中城地区(沖縄電力LNG火力)	⑩水域施設(-14m 泊地)	LNG
		小那覇地区(南西石油)	⑪水域施設(小那覇第1航路(-17m)、-17m 泊地)	石油製品
		仲伊保地区(マルキ産業)	⑫水域施設(仲伊保第1航路(-5.5m)、-5.5m 泊地)	LPG
離島航路	中城湾港	安座真地区	⑬-2.5m 物揚場、浮棧橋 ⑭水域施設(航路・泊地)	生活物資、人員
		津堅地区	⑮-3.0m 物揚場、浮棧橋 ⑯水域施設(航路・泊地)	

丸数字は後掲図番号に対応

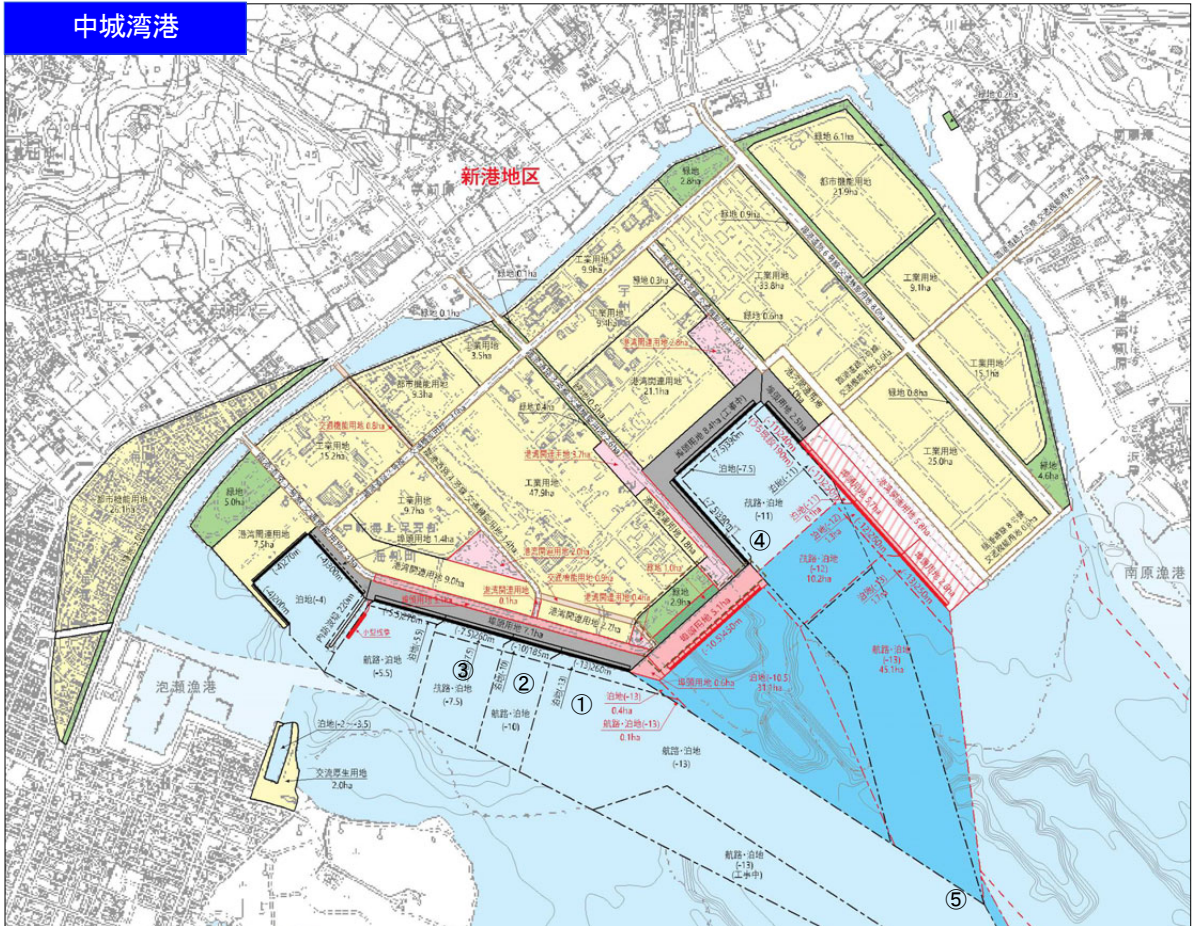
※バルク輸送 中城湾港新港地区は、①～⑤の施設を重要機能に設定しているが、同地区には、これらの施設以外に-5.5m 岸壁(3 バース)と東側のふ頭北側に-7.5m(3 バース)の施設が立地している。これらの施設については発災時の被災状況や復旧要請等を勘案し状況に応じて、重要機能として復旧対象とする。

■対象施設の配置



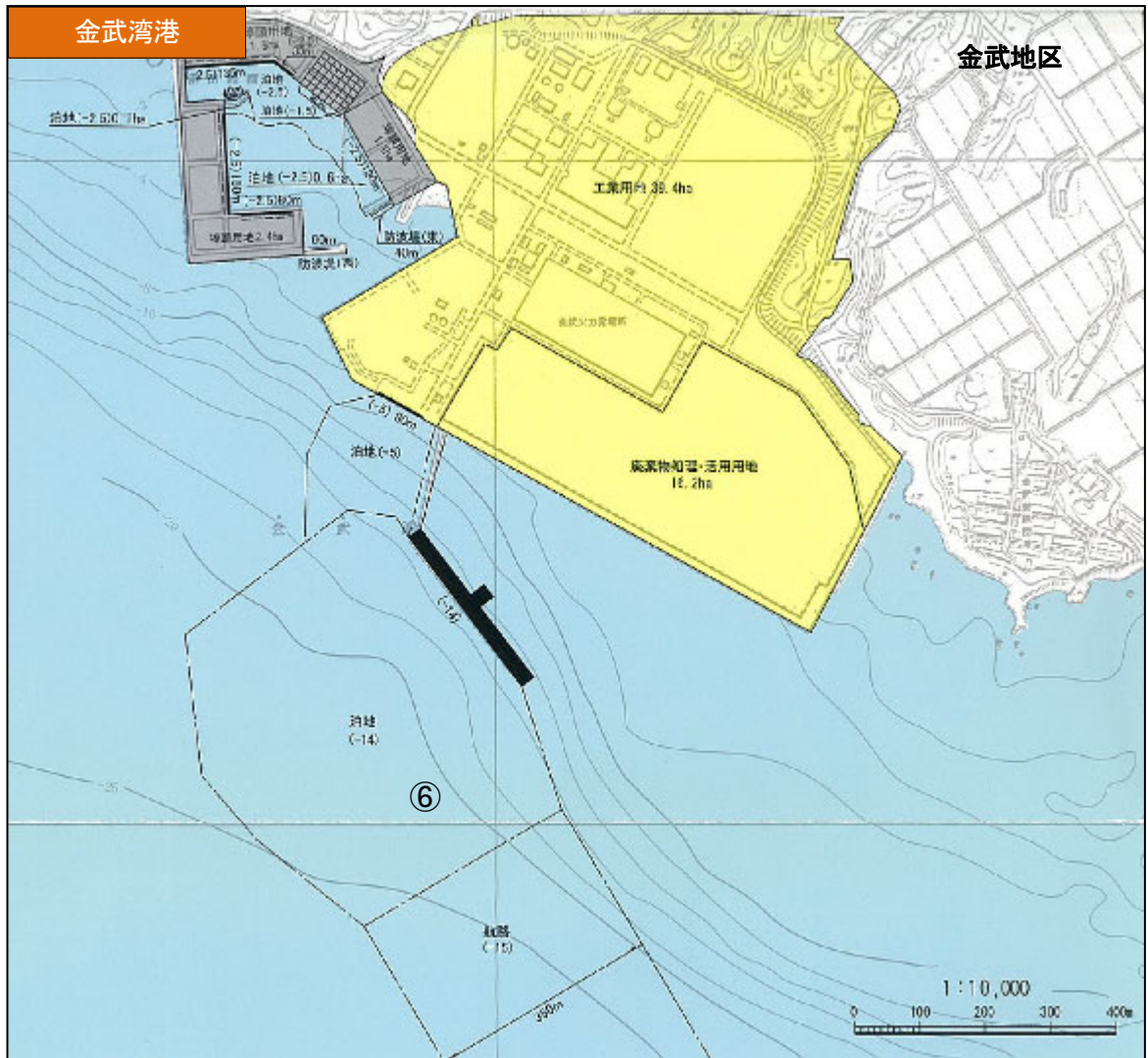
図 1-1 金武湾港及び中城湾港の機能配置

中城湾港



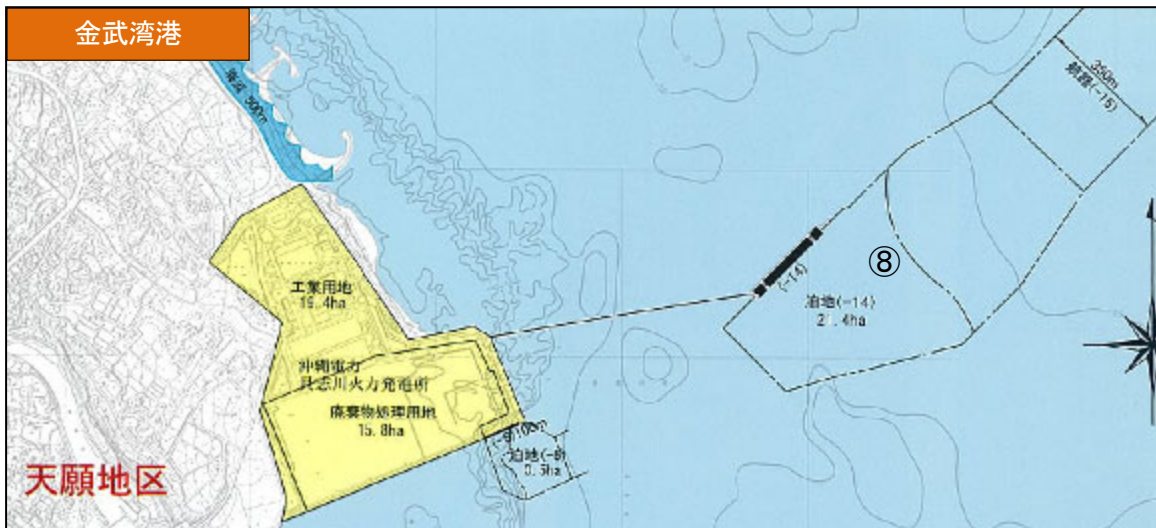
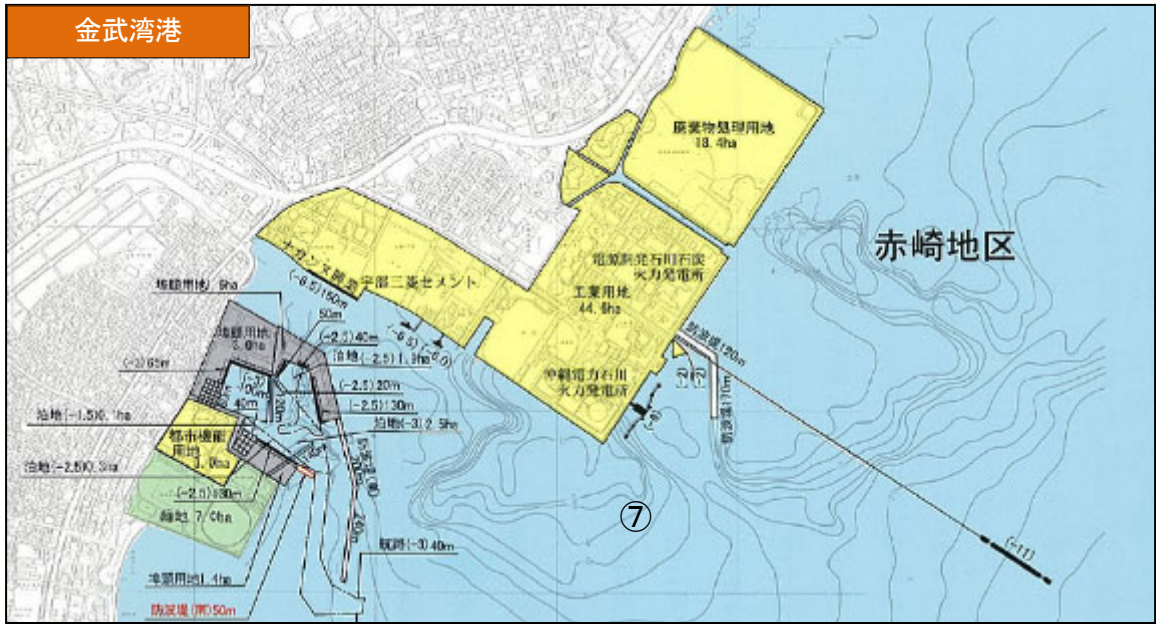
出典：中城湾港港湾計画 令和4年3月改訂、沖縄県土木建築部港湾課

図1-2 新港地区の施設配置 (施設番号①～⑤)



出典：金武湾港港湾要覧、平成20年3月作成、沖縄県土木建築部港湾課

図1-4 エネルギー機能の施設配置（施設番号⑥）



出典：金武湾港港湾要覧、平成20年3月作成、沖縄県土木建築部港湾課

図1-5 エネルギー機能の施設配置（施設番号⑦、⑧）



出典：金武湾港港湾要覧、平成20年3月作成、沖縄県土木建築部港湾課

図1-6 エネルギー機能の施設配置（施設番号⑨）



出典：中城湾港港湾要覧、平成20年3月作成、沖縄県土木建築部港湾課

図1-7 エネルギー機能の施設配置（施設番号⑩～⑫）



出典：中城湾港港湾要覧、平成20年3月作成、沖縄県土木建築部港湾課
 図1-8 離島航路関係施設の状況（施設番号⑬～⑯）

2. 港湾施設の被害想定と復旧目標

2-1. 想定地震・津波・台風の規模

沖縄県では、「沖縄本島南東沖地震3連動」を想定した地震・津波を対象とした「平成25年度沖縄県地震被害想定調査（平成26年3月、沖縄県）」の結果をとりまとめている。

また気候変動に伴う台風被害の甚大化に備え、台風被害も想定災害として考慮する。

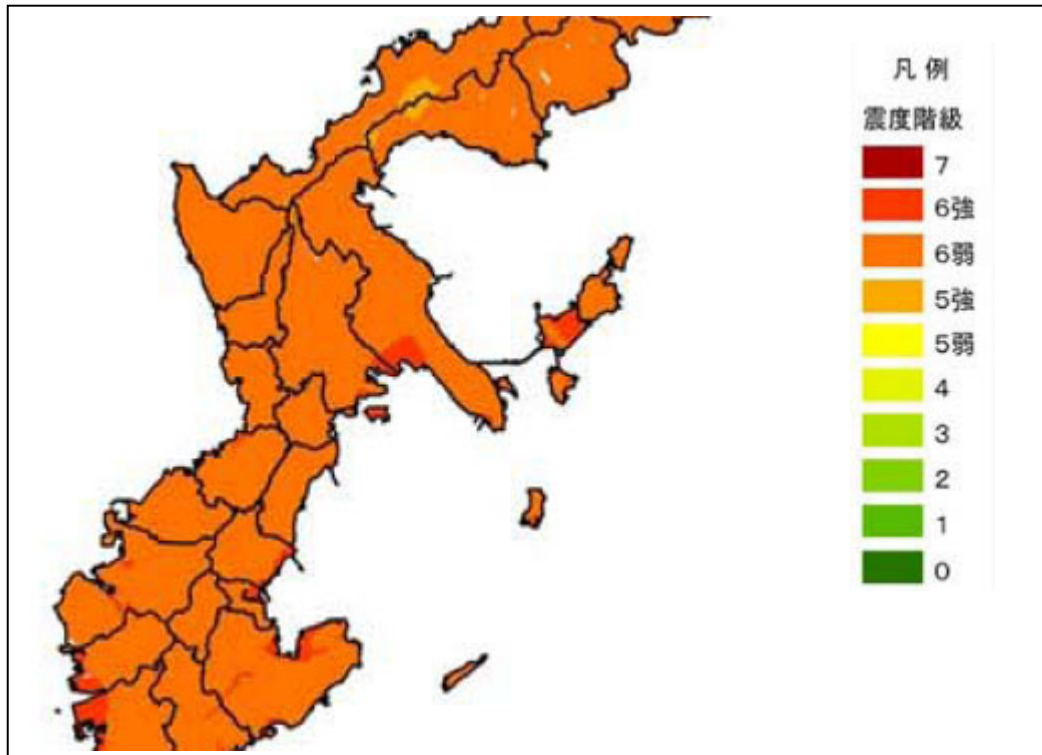
本BCPではこうした状況を踏まえ、想定される地震・津波、台風の規模を設定する。

表2-1 金武湾港・中城湾港の想定地震・津波規模の設定

項目	内容	備考
想定地震	沖縄県本島南東沖地震3連動	▽「沖縄本島東方沖地震」、「沖縄本島南東沖地震」、「八重山諸島南東沖地震」の3連動である。 ▽うるま市地域防災計画、沖縄市地域防災計画においても、市域への被害が大きい地震に設定されている。 (金武町地域防災計画は「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成22年3月）」より「沖縄本島南西沖地震」を適用)
マグニチュード	M9.0	▽沖縄県地震被害想定調査 P.9
震度	6強（新港地区周辺） 6弱（うるま市・金武町）	▽沖縄県地震被害想定調査 P.76
液状化	危険度が高い（中城湾港は高い箇所が多い。金武湾港は一部で高い）	▽沖縄県地震被害想定調査 P.131
津波浸水深	最大クラスの津波が発生した場合、浸水する。	▽沖縄県津波浸水想定（平成27年3月）の浸水想定図（後掲参照）

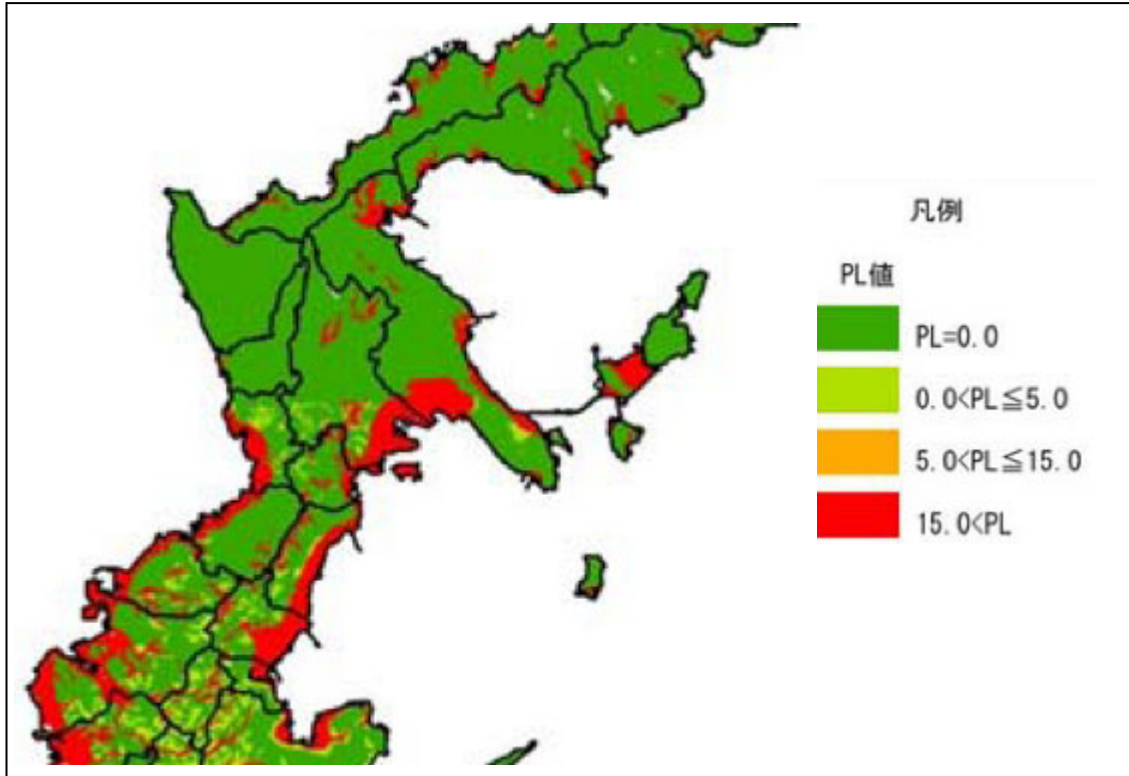
表2-2 金武湾港・中城湾港の想定台風規模の設定

項目	内容	備考
想定台風	昭和32年台風第14号 フェイ（昭和32年9月25日、26日）	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.4
風速	最大風速 47.0m/s（那覇） 最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.4
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.4
高潮（浸水想定）	大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.5



出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P.76 図 2.2-5(20)

図 2-1 金武湾港・中城湾港周辺の震度分布



出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P.131 図 2.2-2(20)

PL 値による液状化危険度判定区分

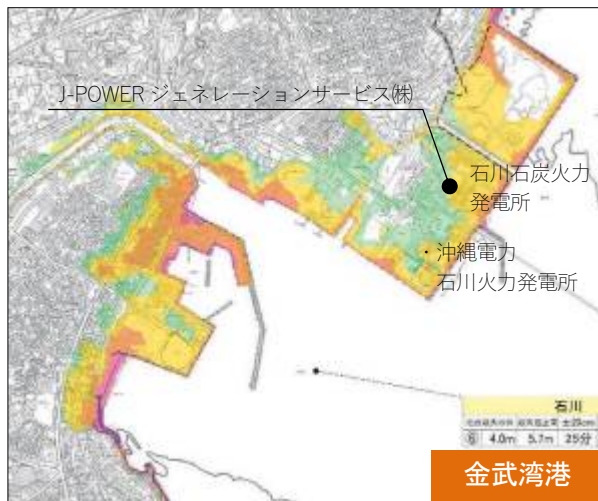
PL=0	液状化危険度は極めて低い
0.0 < PL ≤ 5.0	液状化危険度は低い
5.0 < PL ≤ 15.0	液状化危険度がやや高い
15.0 < PL	液状化危険度が高い

図 2-2 金武湾港・中城湾港周辺の液状化危険度分布

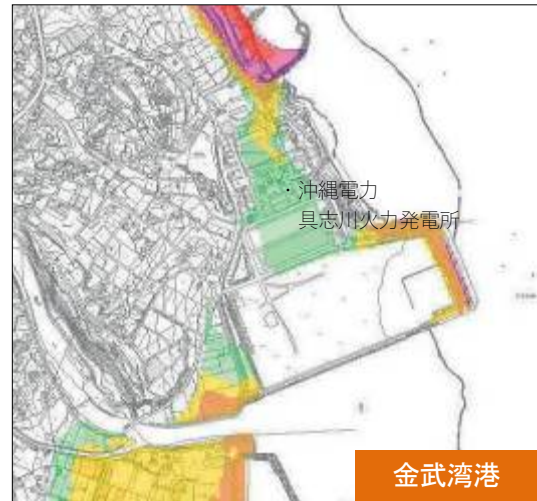
○金武地区



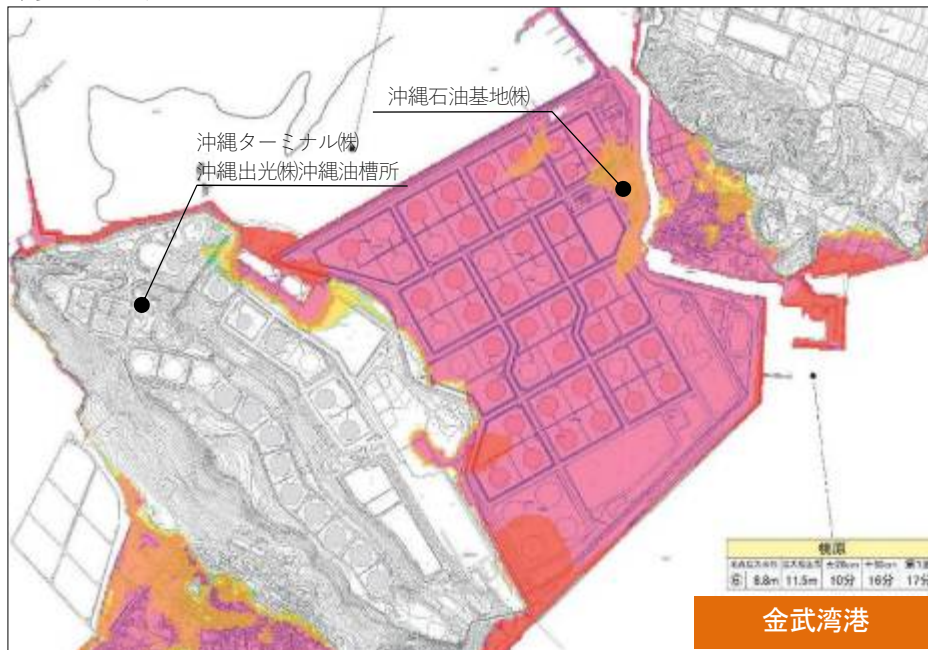
○赤崎地区



○天願地区



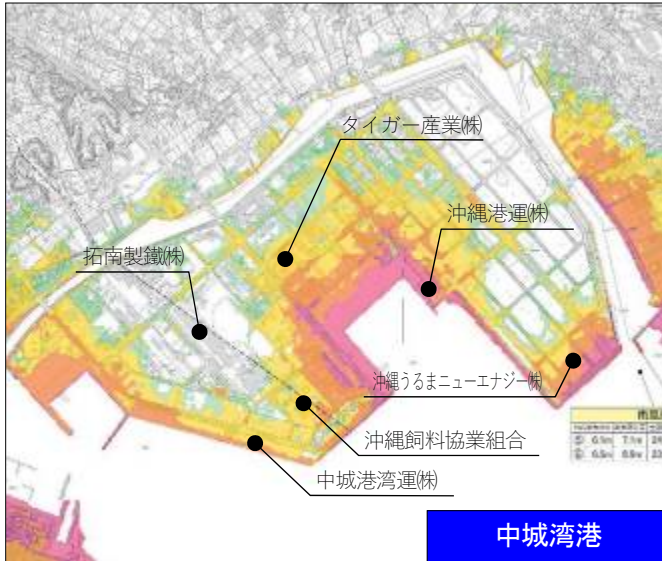
○平安座北地区



出典：沖縄県津波浸水想定(平成 27 年 3 月)

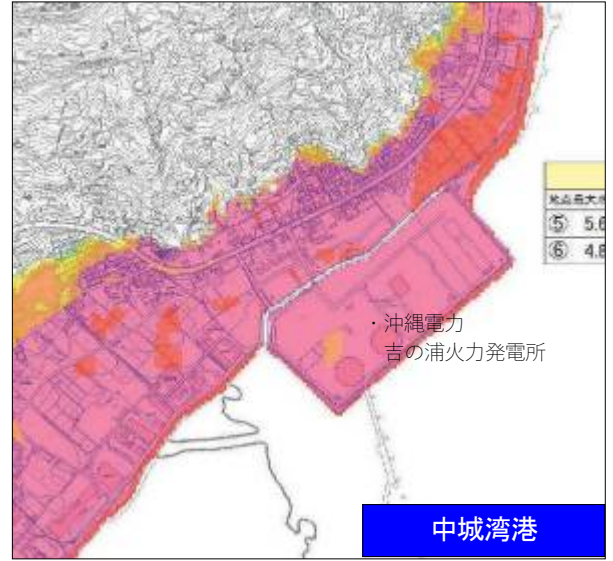
図 2-3(1) 金武湾港の各地区の津波想定浸水深

○新港地区



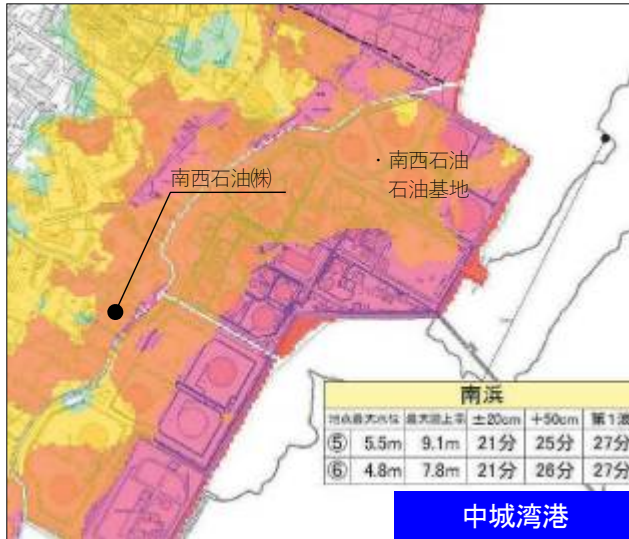
中城湾港

○中城地区



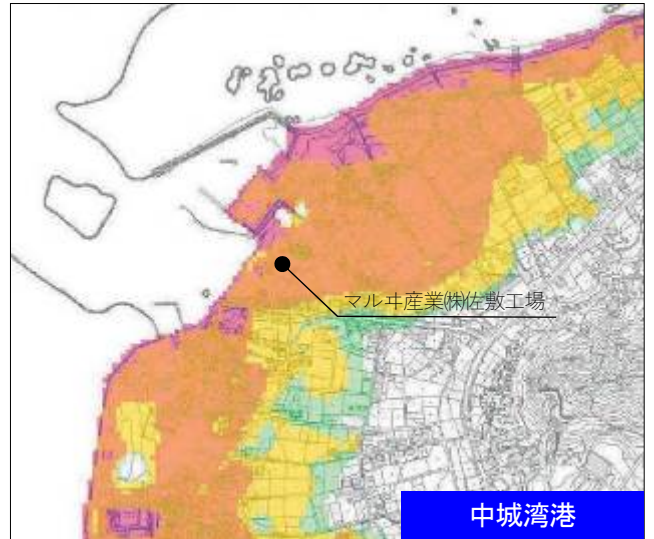
中城湾港

○小那覇地区



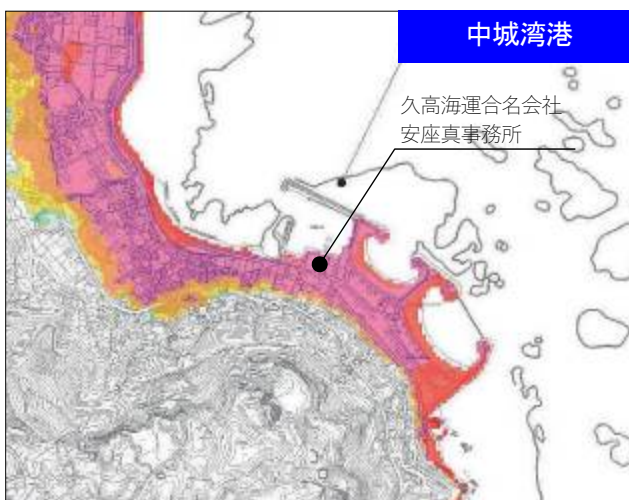
中城湾港

○仲伊保地区



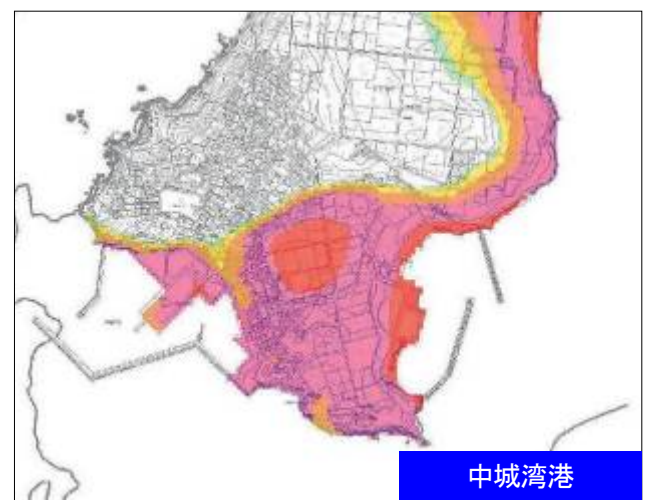
中城湾港

○安座真地区



中城湾港

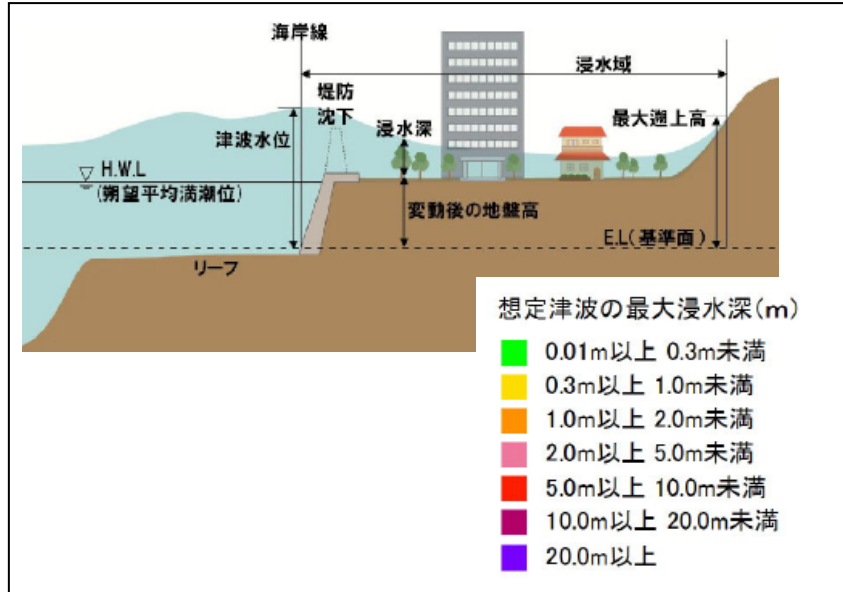
○津堅地区



中城湾港

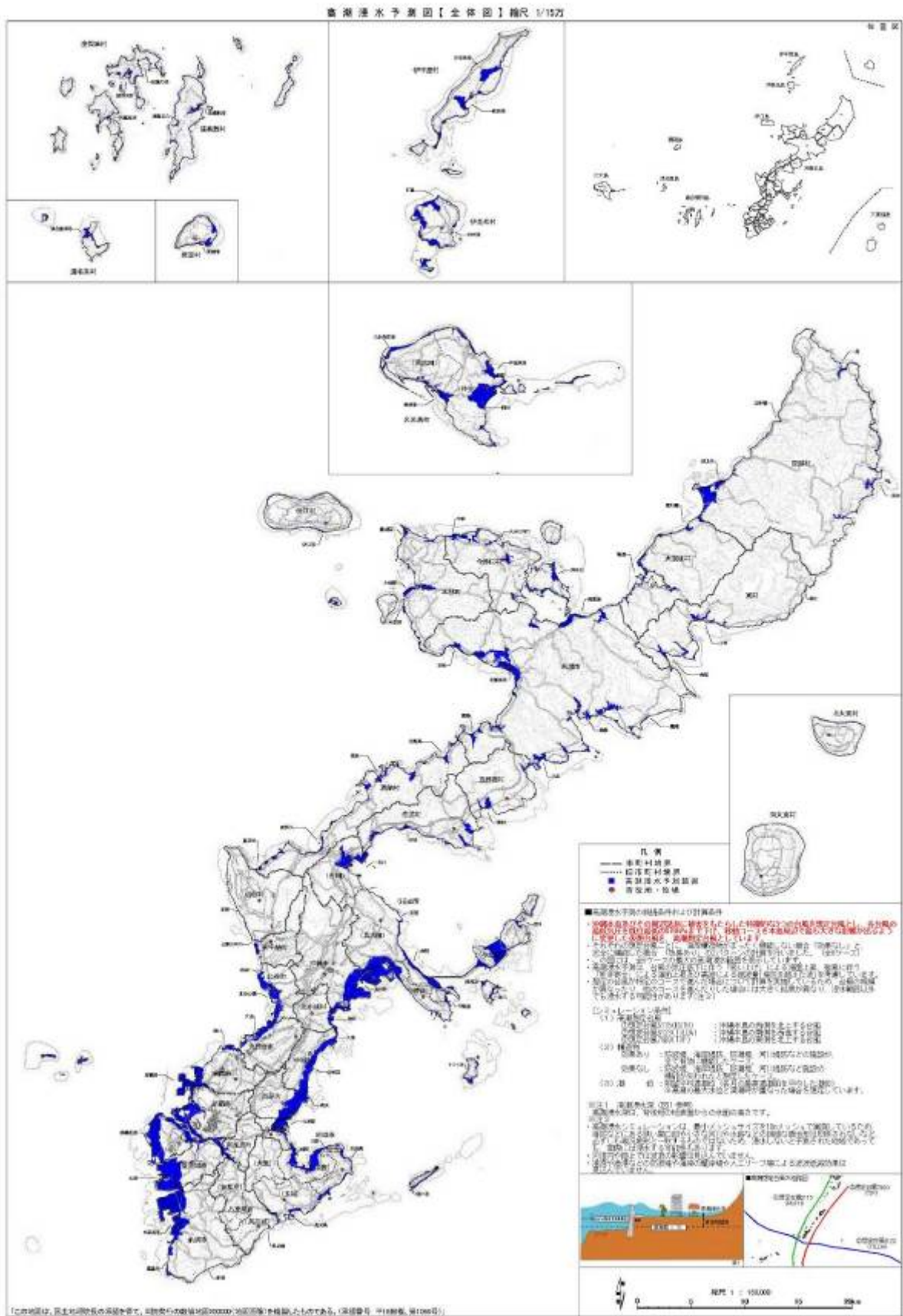
出典：沖縄県津波浸水想定(平成27年3月)

図2-3(2) 中城湾港の各地区の津波想定浸水深



出典：沖縄県津波浸水想定(平成 27 年 3 月)

図 2-3(3) 津波想定浸水深の凡例



2-2. 港湾施設の被害想定

前記の地震・津波、台風が発生した場合の岸壁、航路・泊地等の想定被害を設定する。

①専用施設（金武湾港・中城湾港）の水域施設

専用施設にアクセスする航路・泊地を含む水域については、津波・高潮漂流物の散乱・沈没などにより、航路・泊地・その他水域の必要水深が確保されない状況を想定する（安全が確認されない状況）。

②新港地区（中城湾港）の係留施設及び水域施設

係留施設の被害想定は、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に準じる。

新港地区の被害想定は表 2-3 のとおりであり、5 箇所ある岸壁の全てが地震により被害を受けることを想定する。

なお、本被害想定は、上記調査において被害率を乗じて算出（施設数×被害率）しており、具体的にどの施設が被災するかは想定されていない。

また、係留施設にアクセスする水域施設も、津波漂流物の散乱・沈没などにより、航路・泊地の水深が確保されない状況を想定する（安全が確認されない状況）。

表 2-3 新港地区の港湾施設の被害想定結果

（沖縄県本島南東沖地震 3 連動）

港湾名	地区名	現況（箇所）			被害（箇所）		
		岸壁	物揚場	対象数	地震	津波	計
中城湾港	新港	5	1	6	5	0	5

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P. 487 表 3.5-35(1)

③離島航路（中城湾港）の係留施設及び水域施設

係留施設の被害想定は、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に準じる。

離島航路に関する被害想定は表 2-4 のとおりであり、安座真地区は 2 箇所の物揚場のうち、地震被害 2 箇所、津波被害 1 箇所となっている。一方、津堅地区の 3 箇所の物揚場は全て地震により被害を受ける想定である。

また、係留施設にアクセスする水域施設も、津波・高潮漂流物の散乱・沈没などにより、航路・泊地の水深が確保されない状況を想定する（安全が確認されない状況）。

表 2-4 離島航路の港湾施設の被害想定結果

（沖縄県本島南東沖地震 3 連動）

港湾名	地区名	現況（箇所）			被害（箇所）		
		岸壁	物揚場	対象数	地震	津波	計
中城湾港	安座真	0	2	2	2	1	3
	津堅	0	3	3	3	0	3

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P. 487 表 3.5-35(1)

2-3. 復旧目標の設定（施設別の復旧目標）

2-2. で想定した被害に対する係留施設及び航路・泊地についての復旧目標は、港湾利用者の意見（表 2-5～表 2-8）から各々の時期を設定する。

台風による復旧は、台風通過直後から開始できるため、復旧目標は以下に準じる。

①専用施設（金武湾港・中城湾港）の水域施設

表 2-5 金武湾港専用施設の航路・泊地の復旧目標

施設名	復旧時期	摘要
⑥-14m 泊地、-15m 航路(金武地区)	2 週間以内	専用施設利用企業の専用施設復旧目標に合わせる。
⑦水域（赤崎地区）	2 週間以内	
⑧-14m 泊地、-15m 航路(天願地区)	2 週間以内	
⑨水域（平安座北地区）	2 週間以内	

表 2-6 中城湾港専用施設の航路・泊地の復旧目標

施設名	復旧時期	摘要
⑩-14m 泊地(中城地区)	2 週間以内	専用施設利用企業の専用施設復旧目標に合わせる。
⑪小那覇第 1 航路、泊地	1 週間以内	
⑫仲伊保第 1 航路、泊地	1 週間以内	

②新港地区（中城湾港）の係留施設及び水域施設

表 2-7 新港地区係留施設の復旧目標

施設名	復旧時期	摘要
①-13m 岸壁	1 ヶ月以内	新港地区立地企業の取扱い状況から、大水深岸壁については、-7.5m 岸壁に続き、第 2 段階として復旧することが求められる。
②-10m 岸壁	1 ヶ月以内	
③-7.5m 岸壁	1 週間以内	新港地区立地企業の取扱い状況から、-7.5m 岸壁については 1 週間程度での復旧が求められる。 ※耐震強化施設の変形限界の考え方を参考に、残留水平変形量 30～100cm 程度まで、残留傾斜角 3 度程度までの変形を想定（港湾の施設の技術上の基準・同解説）
④-7.5m 岸壁	1 週間以内	
⑤水域施設 (航路・泊地)	上記に対応する時期	係留施設の復旧時期に合わせて、1 週間以内に、安全確認水深 7.5m での暫定供用を行う。1 ヶ月以内に水深 13m の航路・泊地水深の確保を図る。

③離島航路（中城湾港）の係留施設及び水域施設

表 2-8 離島航路の復旧目標

施設名	復旧時期	摘要
⑬安座真地区物揚場・浮棧橋	3 日以内	一般的な緊急物資輸送開始の目標（3 日以内）を考慮し、水域施設についても係留施設の利用に必要な安全水深を確保する。
⑭水域施設		
⑮津堅地区物揚場・浮棧橋	3 日以内	
⑯水域施設		

2-4. 必要な人員・資機材等把握

機能回復のために必要な資源を表 2-9 のとおりとする。

表 2-9 復旧に必要な資源 (例)

機能	施設		復旧に必要な資源
バルク輸送機能	新港地区	<ul style="list-style-type: none"> ・新港地区岸壁 (-13m 岸壁、-10m 岸壁等) ・航路・泊地 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針決定、連絡調整、安全確認に必要な行政機関 ・調査機材、作業船、機材(重機等)及びそれに係る人員、燃料 ・資材 (鋼材、セメント等)
エネルギー輸送	中城地区(沖縄電力 LNG 火力)	・-14m 泊地	<ul style="list-style-type: none"> ・方針決定、連絡調整、安全確認に必要な行政機関 ・調査機材、作業船、及びそれに係る人員、燃料 ・各専用施設の復旧支援 (県外からの応援部隊受入用の公共バース)
	小那覇地区(南西石油)	・小那覇第 1 航路(-17m)、-17m 泊地	
	仲伊保地区(マルキ産業)	・仲伊保第 1 航路(-5m)、-5m 泊地	
	金武地区 赤崎地区 天願地区 平安座北地区	・航行水域	
離島航路機能	安座真地区	<ul style="list-style-type: none"> ・-2.5m 物揚場、浮棧橋 ・航路・泊地 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針決定、連絡調整、安全確認に必要な行政機関 ・調査機材、作業船、機材(重機等)及びそれに係る人員、燃料 ・資材 (鋼材、セメント等)
	津堅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・-3.0m 物揚場、浮棧橋 ・航路・泊地 	

必要資源の中でも早期供給が期待される作業船の所在は、工事現場の状況に応じて転々とすることから、災害発生時に迅速な要請を発するため、港湾管理者や建設関係団体は平常時から作業船の在港状況を調査・把握するように努める。

【参考：先島諸島からの回航】

先島諸島の平良港、石垣港には比較的多くの作業船が存在することから、これらの地域からの回航も考慮しておくことも重要である。平良港からの回航日数の試算例を表 2-10 に示す。

表 2-10 平良港から中城湾港に回航した場合の所要日数

区間	船種	所要日数	摘要
平良港～中城湾港 (176 海里)	非航起重機船	176 海里 ÷ 5 ノット = 35.2 時間 = 1.47 日	1 海里 = 1,852m 1 ノット = 1 海里/時
	測量船	176 海里 ÷ 15 ノット = 11.7 時間 = 0.49 日	

出典：「平成 25 年度災害時の港湾機能維持検討業務 報告書」

(平成 26 年 3 月、沖縄総合事務局開発建設部、公益社団法人 日本港湾協会)

2-5. ボトルネックの抽出

機能毎に想定されるボトルネック及びボトルネックの解決のために必要な事前対策を表 2-11 に示す。

表 2-11 ボトルネックと解決のために必要な事前対策

	ボトルネック	事前対策
共通	人的被害、事業所浸水被害、道路の損傷による参集・体制構築の遅延	各主体による BCP の策定 事業所の耐震性・耐津波性の強化
	情報収集・関係機関との情報共有、連絡調整が困難（遅延）	情報連絡体制の構築（衛星電話、連絡網、メール等）
	電力供給の停止	非常用電源や電気設備の復旧方法の検討
	点検資機材、人員の不足等による点検の着手の遅延	点検マニュアルの策定
		建設業、コンサル等との協定（既存 ※1）
		重機、作業船の所在情報の整理
		点検資料、図面、占用物等のデータの整理・保全
	被害状況調査への新技術の活用検討	
	重機・船舶等の燃料不足	燃料確保に関する事前協定等
	復旧資機材の不足	重機、作業船の確保手順の確立（西側等からの回航のための連絡体制）
		建設業、コンサル等との協定（既存 ※1）
	航路・泊地・水域の埋没	作業船の確保手順の検討
	貨物の散乱	貨物の散乱防止対策の検討
	橋梁の損傷による道路の閉塞	輸送ルートへの検討
	液状化による港湾施設の損傷	液状化被害の調査方法、復旧方法の検討
	事業所の復旧に必要な人員・作業機械の不足	建設会社、設備会社、機械メーカー等との連携体制の構築
	作業許可申請手続きによる航路啓開作業着手の遅延	作業許可申請手続きの迅速化の検討
復旧に必要な資金の不足	資金調達への検討	
危険物の公共岸壁での受け入れ	危険物を受け入れるための条件・手続きの確認	
バルク輸送機能	新港地区岸壁の損傷	岸壁の応急復旧方針への検討
	復旧期間が長期化	代替輸送方法への検討
	輸送再開のための人員、荷役機械、車両、上屋等の不足	他事業所、機械メーカー、リース会社、陸運会社等との連携体制の構築
	輸送再開手続きの遅延	輸送再開に向けた手続きの整理と迅速化への検討
離島航路機能	安座真地区航路関係施設の損傷	物揚場・浮棧橋の応急復旧方針への検討
		仮設上屋の設置等代替策への検討
		代替輸送方法への検討
	津堅地区航路関係施設の損傷	物揚場・浮棧橋の応急復旧方針への検討
		仮設上屋の設置等代替策への検討
		代替輸送方法への検討

※1）沖縄県の重要港湾における災害時の応急対策業務に関して、平成 28 年 3 月 23 日付で、以下の各機関及び団体間で、包括的協定（「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」）が締結されており、この協定内容が本 B C P に適用される。

- ・ 内閣府沖縄総合事務局
- ・ 那覇港管理組合
- ・ 沖縄県
- ・ 宮古島市
- ・ 石垣市
- ・ 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部
- ・ 沖縄県港湾空港建設協会
- ・ 一般社団法人日本海上起重技術協会沖縄支部
- ・ 一般社団法人日本潜水協会
- ・ 一般社団法人海洋調査協会
- ・ 一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会
- ・ 一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会

3. 対応計画

対応計画は、港湾管理者が被災時に活用可能な資源（作業船団、機材、人員等）を基に、基本方針を決定する。その方針決定を踏まえ、機能ごとに具体的な対応を検討する。

3-1. 対応計画の基本方針

被災時には活用可能な資源が限定されることが想定されるため、復旧対応の順位を設定する。

「2-3. 復旧目標の設定」において設定した復旧目標を基に各機能の間での優先順位を以下のように設定する。

なお、啓開船団等が並列的に投入可能である場合は、この限りではない。

また台風発生、接近時は、これまで通り各機能において効果的な直前予防対応を行なう。

- ① 安座真地区、津堅地区の離島航路機能を復旧する。それぞれの航路の島民の安全性に関わる要素が強く、概ね3日以内の復旧を目指す。
- ② 中城湾港新港地区-7.5m のバルク輸送（物流）機能を復旧する。ここには鹿児島港を結ぶ本土航路が就航しており、沖縄の生活・産業への影響を最小化する必要がある。
- ③ 「中城湾港新港地区のその他の岸壁」及び「エネルギー機能」は、①、②に次いで復旧を行う。

3-2. 台風時の直前予防対応

金武湾港・中城湾港 港湾BCP協議会会員は各機能（バルク輸送、エネルギー輸送、離島航路）において、これまでも台風の発生、接近、上陸時には、効率的で有効な直前予防対応を実施してきた。

引き続き、台風接近時において気象庁が発表する気象警報・注意報や金武中城港長（中城海上保安部）が発出する勧告等の情報収集に努めるとともに、図3-1を参考に被害の予防、軽減に努めることとする。

また、台風時の通信障害に備え、衛星通信の導入等により通信手段の確保に努める。

台風直前 予防対応	勧告等	バルク輸送機能の回復	エネルギー輸送機能の回復	離島航路機能の回復	
台風最接近の 1～5日前 波浪注意報発表	第一体制(警戒勧告)	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報会社シスネットから気象情報入手 事務所内及び営業所、船舶で情報共有 海保から警戒体制(第1体制)発令のFAXが届き、関係者に連絡 中城湾港のバース会議で確認 部署長が集まり、情報等を共有する。(2日前) 構内巡回、飛ばされるものがないか確認、対応。 船長判断で船舶避難準備 組合船舶課長の避難指示受け避難 備品や船の燃料等は常に補充 重機類も常に燃料は補充されている コンテナを平積み 砂の台風対策を2～3日前に開始 飛散防止ネット2重に張り土嚢で押える 	<ul style="list-style-type: none"> 海保からの警戒体制のFAX受信 関係者への気象情報提供 (気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等)) 連絡体制の発令(社内基準) 必要に応じ荷主・搬出先との調整(運搬調整含む) 船社と供給会社と調整(運搬調整含む) 荷役時間を考慮し最低限必要なLNG供給を依頼、入荷する 運航調整(荷主・搬出先とも自社) 船舶避難・入出荷作業停止 荷揚げ後、船舶は避難または帰港 災害対応備品の確認、補充(非常用燃料、充電含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 米軍・気象庁の気象情報を注視 海保からの警戒体制のFAX受信 社内・現場事務所・船舶と情報共有 職員と気象情報等を共有、台風対策に向け準備 船は船長判断で必要となれば避難開始 (避難は平良港・石垣港・名護湾等) 担当船員は船内常駐 台風の進路予測により船舶避難の判断 船舶避難確定後は、久高島に食料・飲料等を供給 船舶へ燃料・食料等の確認 事務所では備品等の補充はしない 	
台風最接近の 1日前 強風注意報発表		<ul style="list-style-type: none"> 台風対策の準備(窓枠に新聞紙を詰めるなど) 砂の台風対策を2～3日前に開始 飛散防止ネット2重に張り土嚢で押える 調整した荷役作業完了 砂を砂山によせる作業は警戒発令直前まで行う その後、最終的に砂山すべてをネットで覆う 重機(ホイールローダー)、社用車を構内の倉庫用コンテナの影に移 	<ul style="list-style-type: none"> 非常対策班の編成 非常勤職員の配備(夜間・休日)、帰宅・自宅待機(各者の判断によ) 社屋の浸水対策の実施 構外への流出防止、危険物の流出防止 受入設備、クレーン等の固定、資機材の固定 排水経路(総合排水設備)は常に確認 岸壁のホース等の固縛・ポンプ室の施錠 工場内のローテイングアームの固定 構内の備品等の飛散防止等台風対策 タンクローリーの運航停止をもって出荷停止 (暴風警戒発令又はバスの運航停止が基準) 顧客に出荷停止の案内送付(FAX) 構内の台風対策確認後、職員帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶は避難水域で避泊(500GT以上) 海保から避難勧告発出(24時間前:那覇港) 本社から関係者へ連絡 退避しない船舶(500GT未満)の岸壁固定(那覇港) 作業終了後、船員船舶待機 現場事務所・荷役機材の台風対策 (コンテナ平積み、空コンの固縛) フェリー・高速船の運航停止をアナウンス フェリー・高速船の避難(久高島徳仁港) 旅客ターミナル等の雨漏り対策 フェリー・高速船安座間港出港・徳仁港入り 避泊港で船を岸壁に厳重に固定 船の台風対策後、船員は島内の自宅待機 	
台風最接近の 半日前 高潮注意報発表		第二体制(避難勧告)	<ul style="list-style-type: none"> 荷役・出荷作業、製造ライン等停止 コンテナをシャッター前に配置 空コンを固縛、荷突入りコンテナで囲む 荷役機材を倉庫に移動 フォークや社用車を工場内に移動 土嚢の代わりに砂袋・TBをシャッター前に配置 構内車両・トラックの退避、荷役機器・資機材の固定 台風対策後、職員は全員帰宅 ゲートが閉まり、港湾内入場禁止、港の警備員も帰宅 守衛が待機 営業所に警備会社から派遣の警備員が到着 職員は自宅待機・事業部長は事務所で待機 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者(1人)は事務所待機 警戒体制の発令 (社内基準) 必要人員を残して早期帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> 台風対策終了後、社員は帰宅 船舶担当者は船舶の安全確認後、帰宅 船員は船内待機 朝、昼、夕方、夜に目視で船の状況確認
波浪警報又は 波浪特別警報発表 暴風警報又は 暴風特別警報発表			<ul style="list-style-type: none"> 全職員自宅待機(暴風警報発令) 暴風域内では職員参集はしない 組合の事業部長及び警備員(営業所) 以外は自宅待機(暴風警報発令) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常対策班の警戒任務 (その他は自宅待機) 社員への避難指示・安全確認 社員は自宅待機(暴風警報発令中) 	<ul style="list-style-type: none"> 朝・昼に担当者が船舶の安全確認 社員は自宅待機(暴風警報発令中) 職員は自宅待機・船員は島内自宅待機
台風最接近の 6時間前 高潮警報又は 高潮特別警報発表			<ul style="list-style-type: none"> 組合の事業部長及び警備員(営業所) 以外は自宅待機(暴風警報発令) 	<ul style="list-style-type: none"> 社員の安全確保、自宅待機 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶への安全確認
台風最接近の 数時間前					
高潮発生					

図3-1 台風に対する直前予防対応

※) 勧告等は、港則法第39条第4項に基づき金武中城港長(中城海上保安部)が発出するものである。

3-3. 災害時における初動対応

(1) 金武湾港・中城湾港 BCP の発動

金武湾港・中城湾港 BCP の発災時の対応に掛かる発動基準は、以下のとおりとする。

●発動基準

- ① うるま市、沖縄市、南城市、西原町、与那原町、北中城村、中城村、金武町のいずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 金武湾港、中城湾港に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③ 台風に伴い、うるま市、沖縄市、南城市、西原町、与那原町、北中城村、中城村、金武町のいずれかに暴風（注意報の場合は強風）・波浪・高潮に関する特別警報・警報・注意報（以下、「気象警報・注意報」と記載する。）が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合において、その状況を総合的に勘案し、協議会事務局において発動を宣言したとき

(2) 初動対応

港湾 BCP が発動された場合、協議会の構成員は、人命優先や安全確保を第一とし、それぞれの組織において、警報解除等活動可能となった段階で、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、可能な範囲で二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、被害状況等について、緊急連絡網に従って、使用可能な通信手段（固定電話、携帯電話、衛星電話、メール、FAX等）を用いて、協議会事務局である港湾管理者の沖縄県港湾課に報告する（情報通信手段が確保されている限りは、県庁港湾課が対策本部となる）。

・安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

・通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合は、近隣の他組織の設備を一時的に利用することや、災害時に繋がりやすい通信手段（衛星携帯、公衆電話、携帯メール等）を用いるなどの代替措置を講じる。

・被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

・二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供する。

・協議会事務局（沖縄県港湾課）への連絡

協議会構成員は、安全を確保の上、把握できている被害状況（事務所や業務実施の状況、管理または利用する港湾施設の状況、その他港湾施設の状況、港湾に接続する道路など周辺地域の状況等）について、速やかに協議会事務局に連絡する。新たな情報が得られた場合は、随時連絡する。連絡は、緊急連絡網の利用を原則とするが、通信設備等の状況によって、臨

機応変な対応を行う。

協議会事務局は、集約した情報を沖縄県災害対策本部（統括情報班：防災危機管理課）に連絡する。

※被害状況の報告様式は資料編に添付

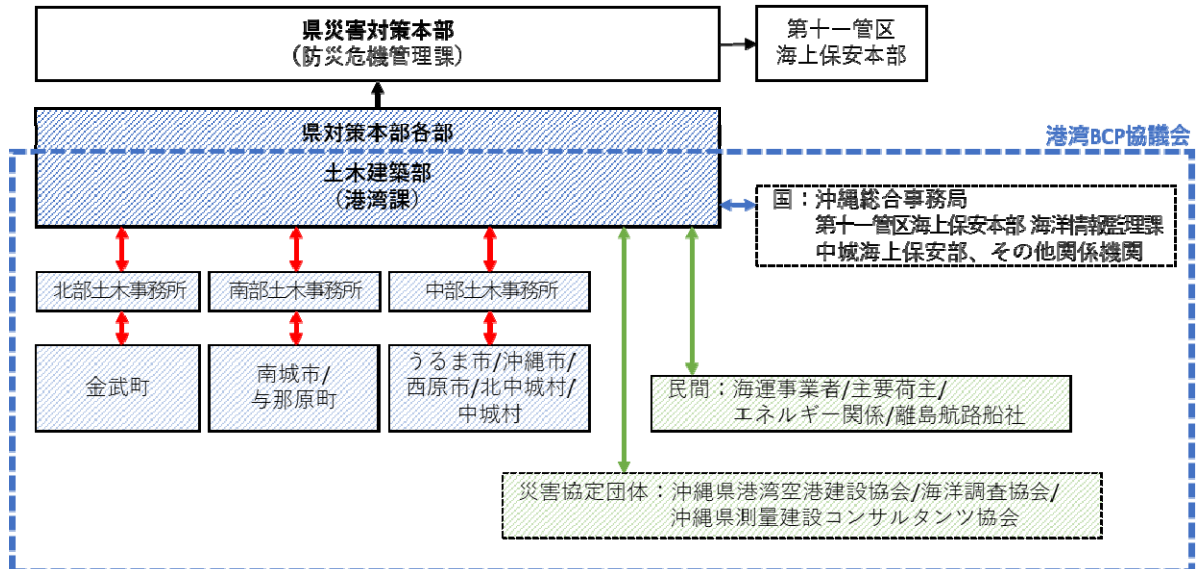


図 3-2 協議会の緊急連絡網

(3) 参集時の活動イメージ

大規模災害が発生した場合、各部会毎に参集し、重要業務の実施手順に準拠した活動を行う。参集は津波がない地震の場合には震災発生後1日程度、津波がある地震の場合には警報解除後半日程度、台風・高潮災害の場合には暴風警報・高潮警報解除後、参集可能な時点で参集する。

参集活動は訓練を通じて機能するかを確認し、不相当と考えられる場合は参集方法の改善を図るものとする。

参集が困難な場合は、WEB 会議システムやメールによる書面開催等の方法によるものとする。

①新港地区・離島航路部会

▽参集場所を次の順位として設定する。被災・浸水等により利用できない場合は、下位の施設を順次利用する。

- ・第1順位：沖縄県中部合同庁舎
- ・第2順位：うるま市役所（もしくは南城市役所）
- ・第3順位：沖縄市役所

（沖縄県中城湾港管理所、沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所は情報収集・伝達機能等をサポートする）

▽バルク輸送再開に向けた重要業務の担当者（企業等）は、被害状況を調査し、港湾管理者に報告する。

▽港湾管理者は、関係団体に航路啓開等の支援要請をする。

▽港湾管理者は、関係者と協議し、応急復旧方針を決定する。

支援要請を受けた関係団体により、航路啓開、施設の応急復旧が行われる。

▽荷主企業、船社については、荷役再開に向けた協議を行う。

▽航路啓開、応急復旧、体制構築が整い次第、バルク輸送活動及び離島航路を再開する。

区分(機能)	機関・企業名	担当者所属	備考
主要荷主 (物流)	拓南製鐵株式会社		
	タイガー産業株式会社		
	沖縄県飼料協業組合		
	沖縄うるまニューエナジー株式会社		
船社 (物流)	南西海運株式会社		
	南日本汽船株式会社		
	琉球海運株式会社		
港運事業者 (物流)	中城湾港運株式会社		
	沖縄港運株式会社		
離島航路船社 (人流)	久高海運合名会社	安座真事務所	
	有限会社神谷観光	平敷屋事務所	
市町村	うるま市		新港地区、津堅島航路
	沖縄市		新港地区
	南城市		久高島航路
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	情報収集担当
	第十一管区海上保安本部		
	中城海上保安部		被害調査等
	沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	南部土木事務所	久高島航路
建設関係 団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

合計

22団体

②エネルギー部会

▽参集場所を次の順位として設定する。被災・浸水等により利用できない場合は、下位の施設を順次利用する。

- ・第1順位：沖縄県中部合同庁舎
- ・第2順位：中城村役場、西原町役場、南城市役所、うるま市役所、金武町役場
(専用施設の被災程度に応じて設定する)
(沖縄県中城湾港管理所、沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所は情報収集・伝達機能等をサポートする)

▽エネルギー輸送再開に向けた重要業務の担当者（企業等）は、被害状況を調査し、港湾管理者に報告する。

▽港湾管理者は、関係団体に航路啓開等の支援要請をする。

▽港湾管理者は、関係者と協議し、応急復旧方針を決定する。

支援要請を受けた関係団体により、航路啓開が行われる。

▽エネルギー関連企業は自社の専用施設の復旧を行う。

▽航路啓開、専用施設の復旧が整い次第、エネルギー輸送活動を再開する。

区分(機能)	機関・企業名	担当者所属	備考
エネルギー関係 (物流)	J-POWERジェネレーションサービス株式会社	石川石炭火力運營業所	
	南西石油株式会社		
	沖縄石油基地株式会社		
	沖縄出光株式会社	沖縄油槽所	
	沖縄ターミナル株式会社		
	マルキ産業株式会社	佐敷工場	
市町村	うるま市		金武湾港(火力発電所等)
	南城市		久高マルキ産業専用ドルフィン
	西原町		南西石油石油基地
	中城村		沖縄電力吉の浦火力発電所
	金武町		沖縄電力金武火力発電所
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	情報収集担当
	第十一管区海上保安本部		
	中城海上保安部		被害調査等
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	南部土木事務所	久高マルキ産業専用ドルフィン
建設関係 団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

合計

20団体

3-4. バルク輸送機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・利用者意向を勘案し、中城湾港新港地区-7.5m 岸壁を利用した輸送を1週間以内に回復することを旨とする。
- ・大水深岸壁(-10m、-13m)については、第二段階として、1ヶ月以内の機能回復を目指す。
- ・被災状況や応急復旧の可能性によっては、大水深岸壁を先行する場合も考慮しておく。

(2) 行動計画の実施方針

バルク輸送再開に係る行動計画の実施方針を図3-3のとおりとする。

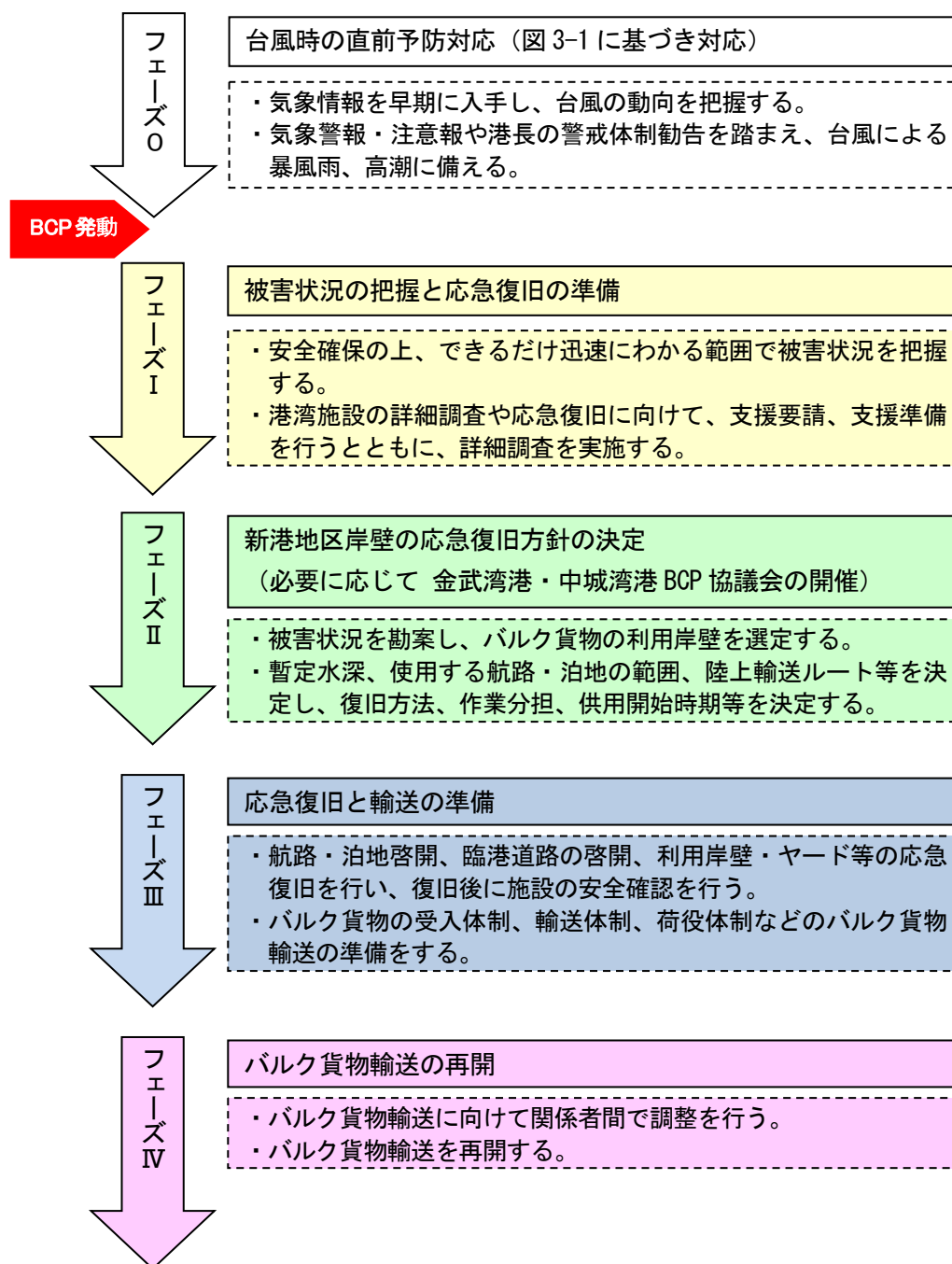


図3-3 バルク貨物輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後にバルク輸送の再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表3-1に示す。

表3-1 バルク輸送活動に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
荷主企業	拓南製鐵、タイガー産業、 沖縄県飼料協業組合、沖 縄うるまニューエナジー	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査（事務所、生産・物流施設等） 業務実施体制の確保、代替輸送 被災貨物の回収・処分
船社	南西海運、南日本汽船、 琉球海運	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査（船舶、貨物） 航路再開体制の確保 被災貨物の回収・処分 輸送再開に向けた調整・手続き
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 暫定水深調査（事前測量）
	中城海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> 航路標識の被害調査 航路障害物の調査 航泊禁止及び同解除 港内工事作業の許可または協議
港湾運送事業者	中城湾港運、沖縄港運	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査（事務所、生産・物流施設等） 荷役体制の確保 被災貨物の回収・処分 輸送再開に向けた調整・手続き
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾 課、中部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の被害調査 詳細調査の主な支援要請
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理 課 那覇港湾・空港整備 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧方針の決定 港湾施設の応急復旧
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協 会、海洋調査協会、沖縄 県測量建設コンサルタン ツ協会	<ul style="list-style-type: none"> 支援準備 港湾施設の詳細調査 航路啓開 港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		<ul style="list-style-type: none"> 支援準備 被害調査（荷役機械・設備） 荷役機械・設備の応急復旧

(4)バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

バルク輸送の再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-4 のとおりとする。

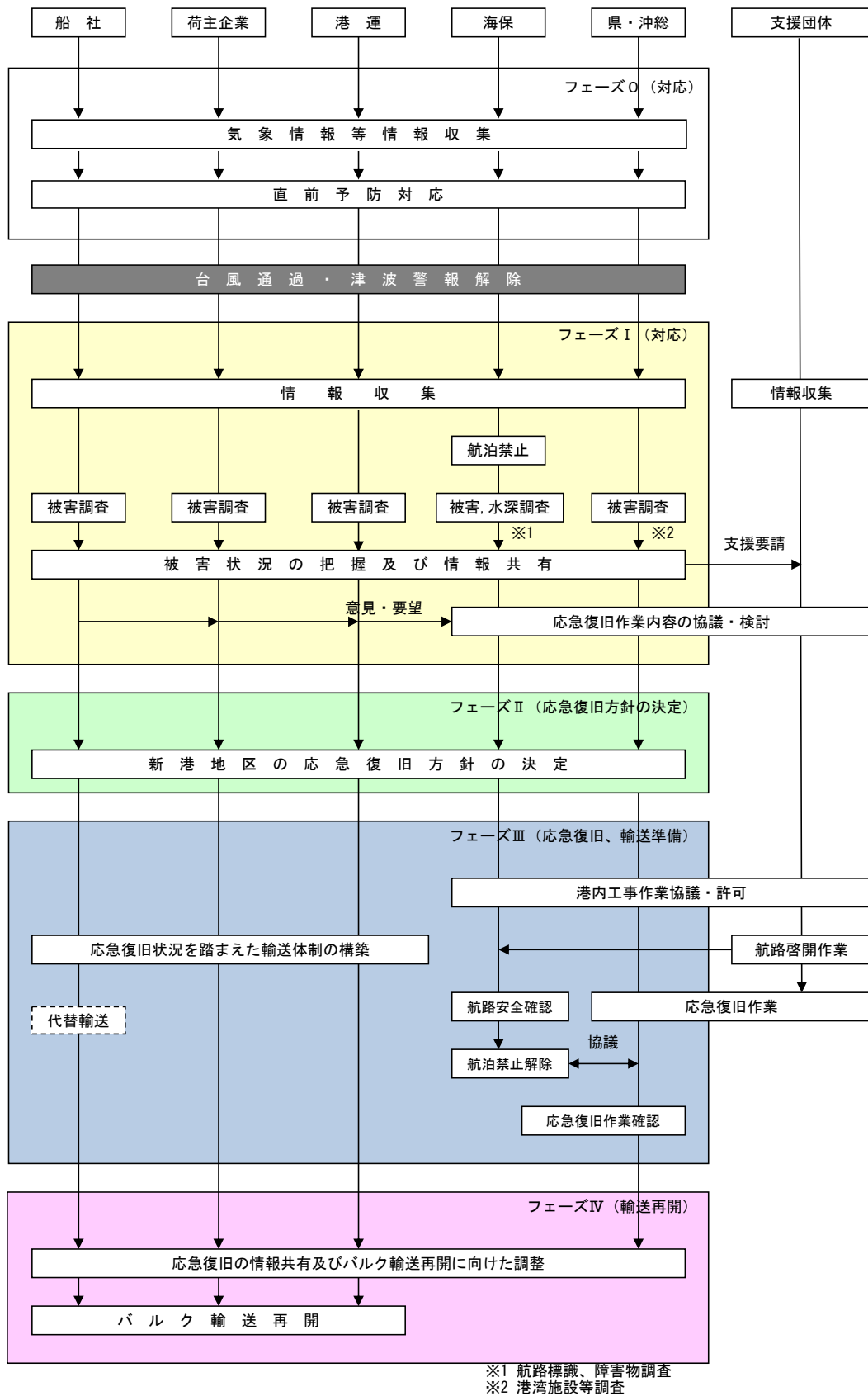


図 3-4 バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

※ CIQ は、港湾の施設の復旧状況により、港湾管理者からの連絡によって、バルク輸送再開に向けた調整の段階より、人員確保の調整を図り、担当業務を開始する。

3-5. エネルギー輸送機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・中城湾港・小那覇地区、仲伊保地区の専用施設の航路・泊地啓開を1週間以内に完了する。
- ・中城湾港・中城地区の専用施設の泊地啓開を2週間以内に完了する。
- ・金武湾港・金武地区、赤崎地区、天願地区、平安座北地区の専用施設の水域や航路啓開を2週間以内に完了する。

(2) 行動計画の実施方針

エネルギー輸送再開に係る行動計画の実施方針を図3-5のとおりとする。

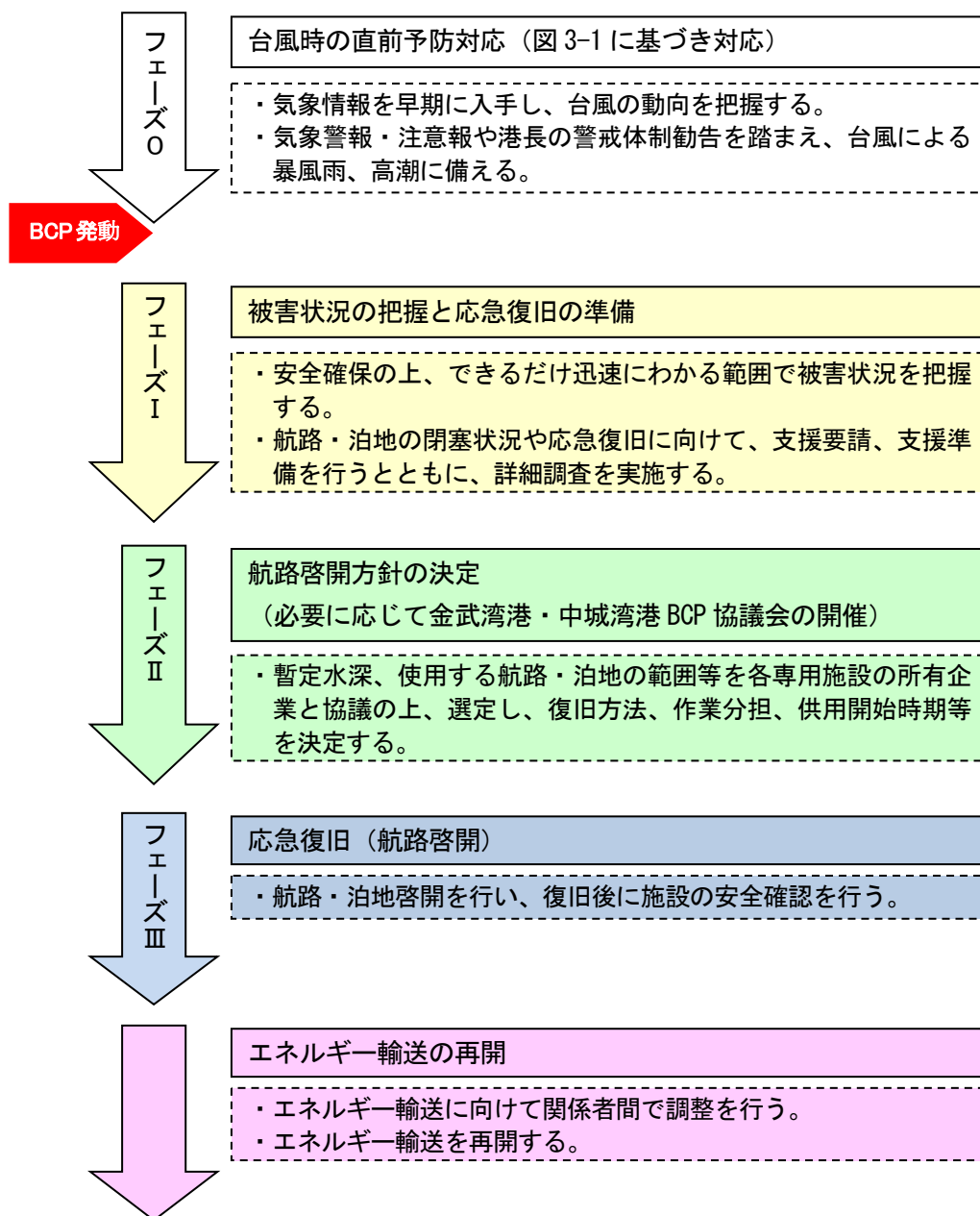


図3-5 エネルギー輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後にエネルギー輸送の再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表3-2のとおりとする。

表3-2 エネルギー輸送活動に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
エネルギー関係企業	沖縄電力、南西石油、 マルチ産業、沖縄石油基地、 沖縄出光、沖縄ターミナル、 J-POWER ジェネレーション サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査（事務所、専用施設、生産・貯蔵施設等） ・業務実施体制の確保 ・被災貨物の回収・処分
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定水深調査（事前測量）
	中城海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課、 中部土木事務所 南部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請 ・応急復旧方針の決定
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の応急復旧
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、 海洋調査協会、沖縄県測量 建設コンサルタツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧

(4) エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-6 のとおりとする。

なお、本 BCP では航路・泊地の啓開に主眼を置くこととし、専用施設の調査や復旧については対象としていない。

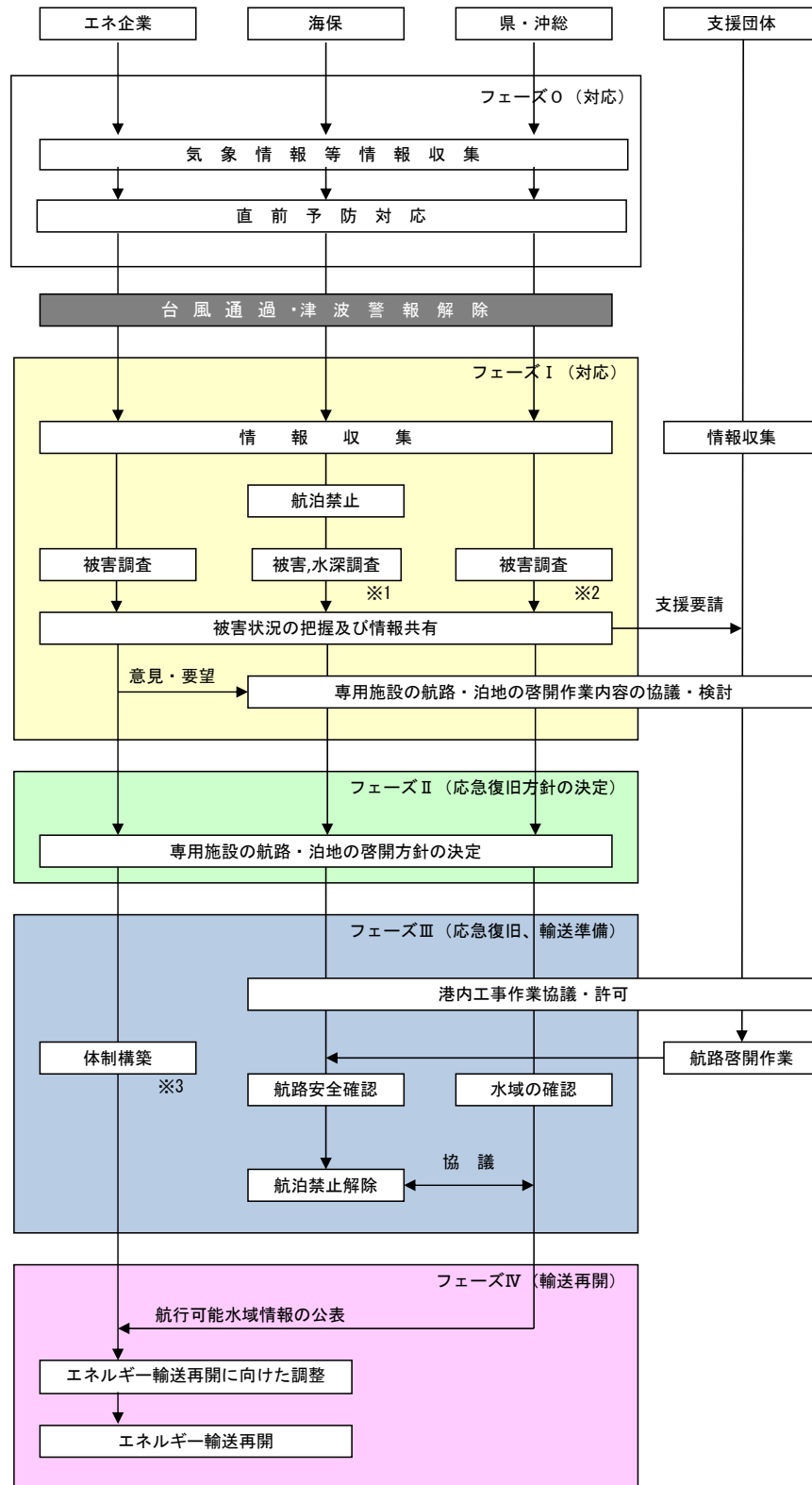


図 3-6 エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

※CIQ は、港湾の施設の復旧状況により、港湾管理者からの連絡によって、エネルギー輸送再開に向けた調整の段階より人員確保の調整を図り、担当業務を開始する。

3-6. 離島航路機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・中城湾港・安座真地区の離島航路施設（物揚場・浮棧橋）及び航路・泊地の復旧を3日以内に完了する。
- ・中城湾港・津堅地区の離島航路施設（物揚場・浮棧橋）及び航路・泊地の復旧を3日以内に完了する。

(2) 行動計画の実施方針

離島航路再開に係る行動計画の実施方針を図3-7のとおりとする。

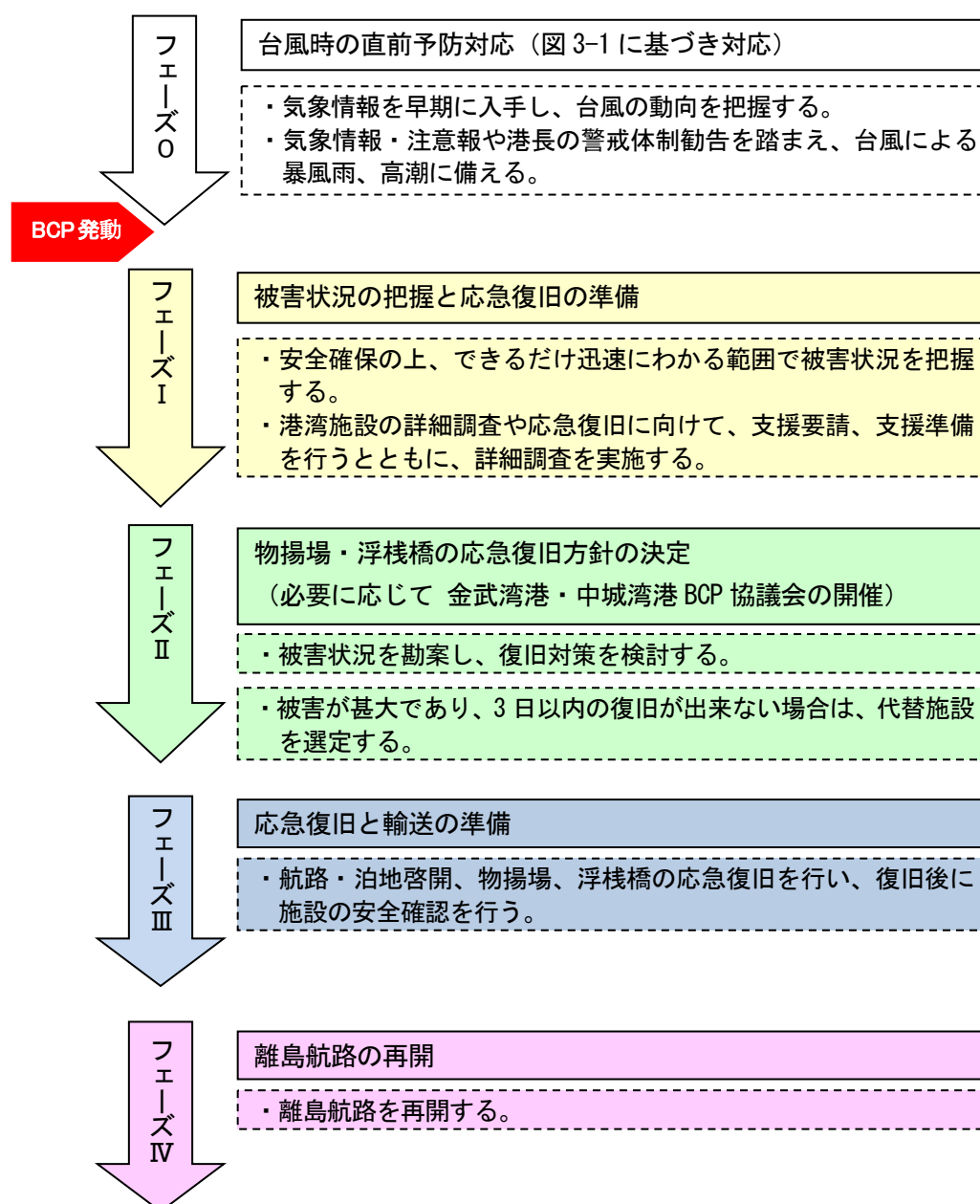


図3-7 離島航路輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後に離島航路再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表 3-3 のとおりとする。

表 3-3 離島航路再開に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
船社	久高海運、神谷観光	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査（船舶、貨物） ・航路再開体制の確保 ・被災貨物の回収・処分 ・輸送再開に向けた調整・手続き
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定水深調査（事前測量）
	中城海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課、 中部土木事務所 南部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請 ・応急復旧方針の決定
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の応急復旧
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、 海洋調査協会、沖縄県測量 建設コンサルタント協会	<ul style="list-style-type: none"> ・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		<ul style="list-style-type: none"> ・支援準備 ・被害調査（荷役機械・設備） ・荷役機械・設備の応急復旧

(4) 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

離島航路再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図3-8のとおりとする。

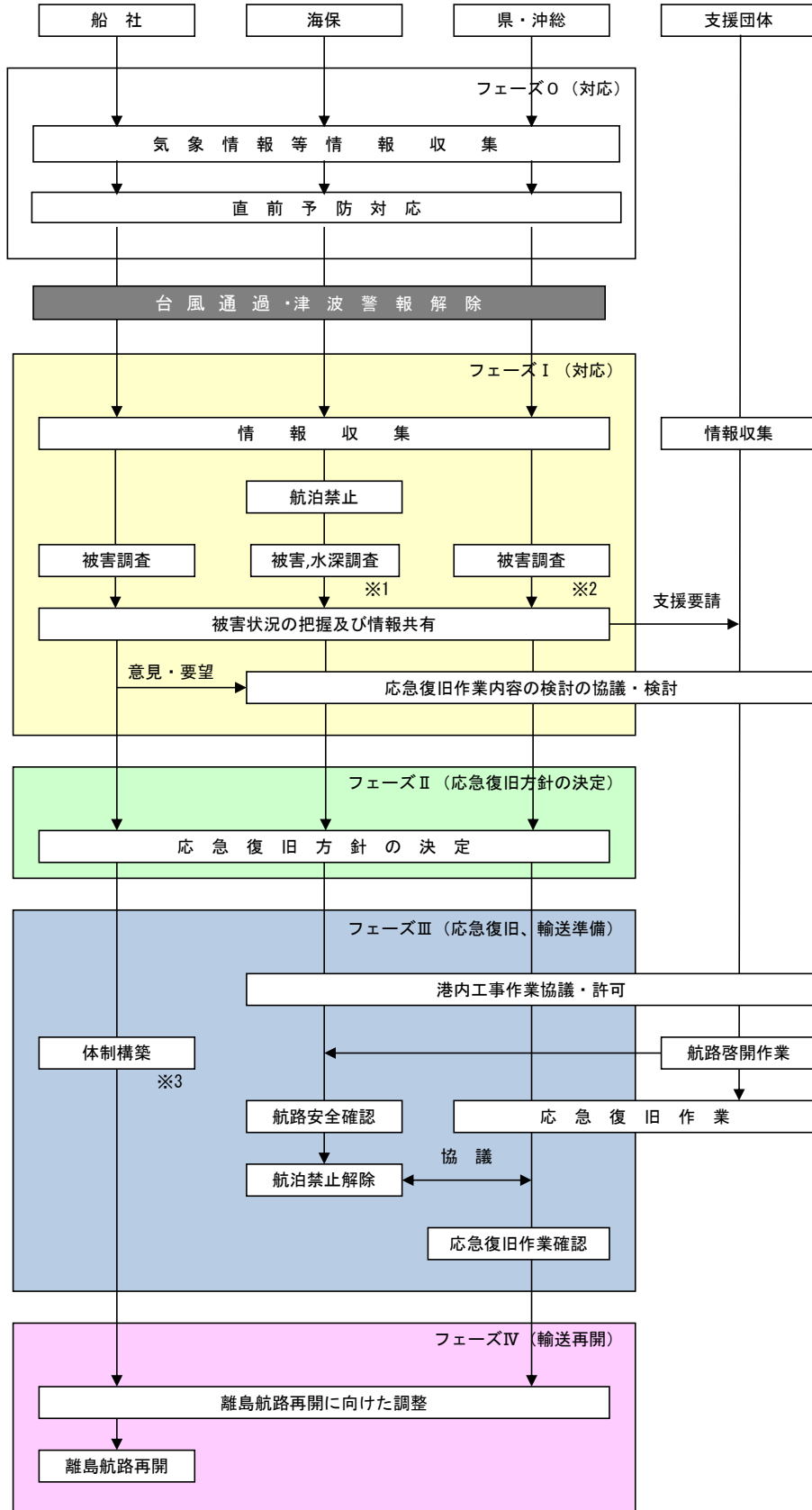


図3-8 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

3-7. 航路啓開等の対応

被災時の機能復旧にあたっては、作業船の果たす役割が大きい。しかし、沖縄本島東側に所在する作業船は少なく機能復旧の大きなボトルネックになることが懸念される。さらに、本島東側に位置する金武湾港と中城湾港は、地理的に同時被災することが考えられ、このボトルネックがさらに顕著になる。

そこで、施設別の復旧目標の設定に対応した啓開目標時期は、図3-9のとおりとする。

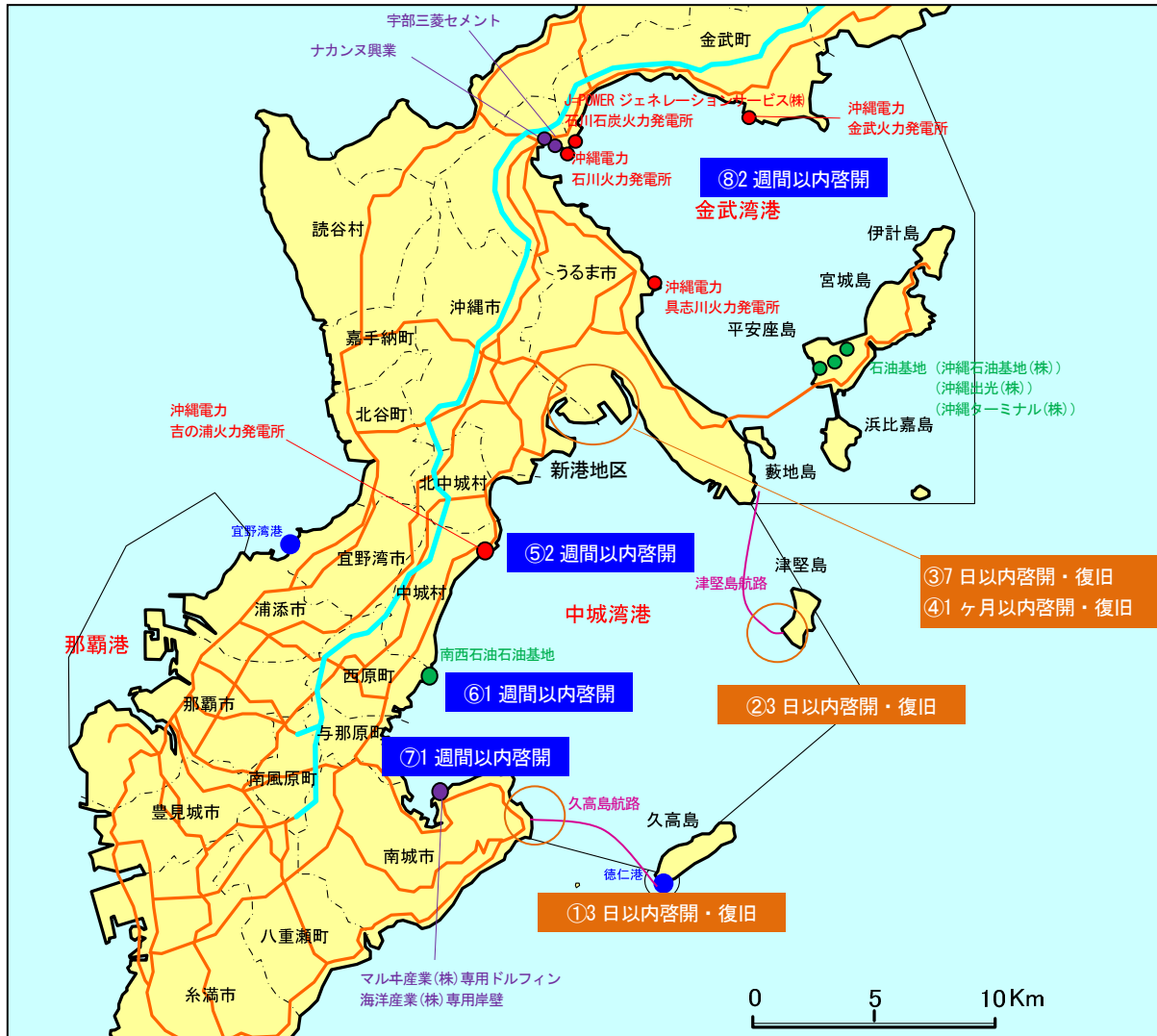


図3-9 復旧目標復旧時間と啓開目標時期

上記の考え方に基づき、前項「航路啓開の対応」における投入船団のシフト案を「表 3-4 投入船団のシフトイメージ」に示す。

本案は、各水域の啓開後、順次、岸壁等施設の応急復旧にシフトすることを想定する。

表 3-4 投入船団のシフトイメージ（丸数字は前ページ図に対応）

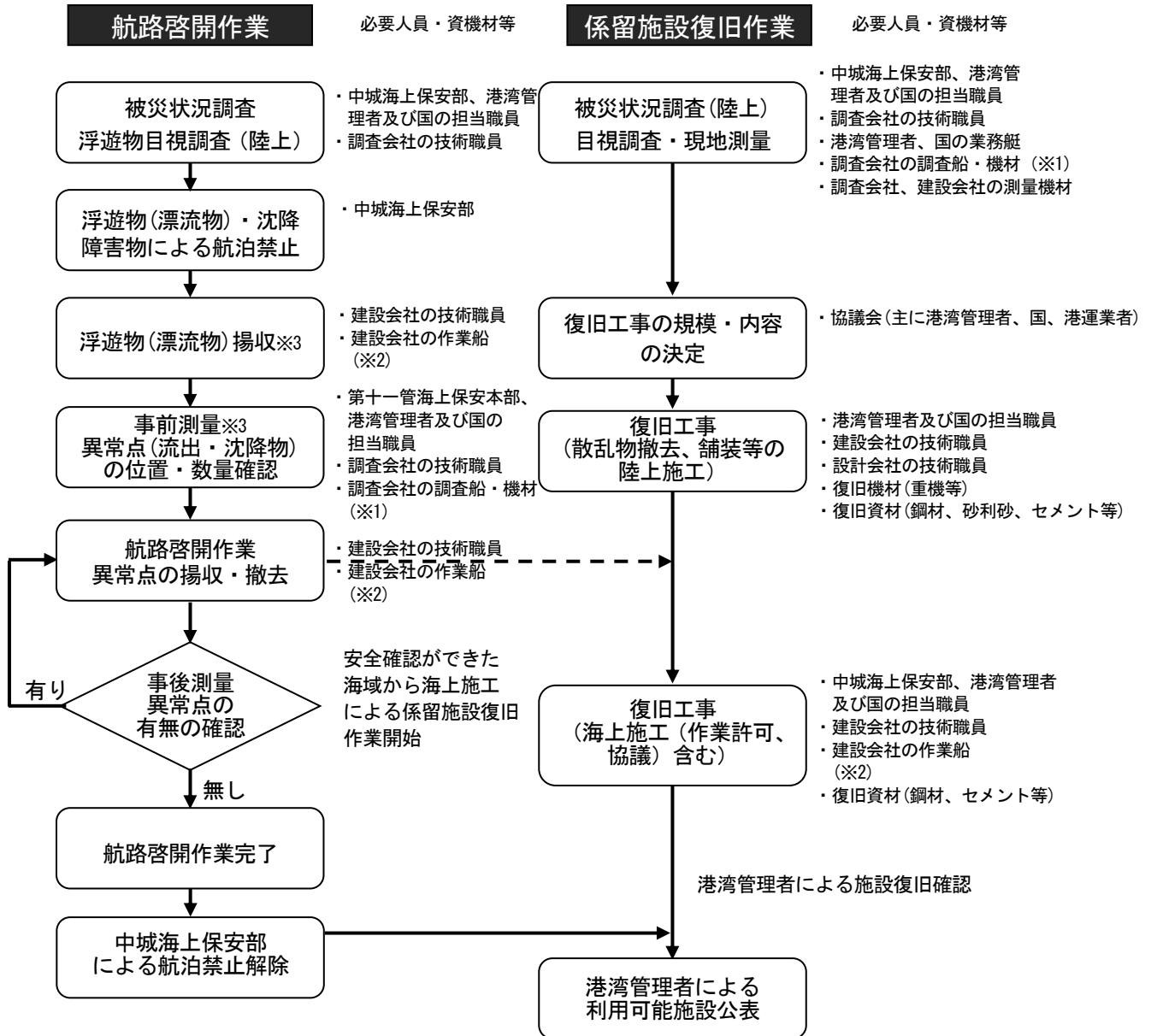
港湾	機能	地区	目標復旧時間			
			3日以内	7日以内 (1週間)	14日以内 (2週間)	30日以内 (1ヶ月)
中城湾港	離島航路機能	①安座真地区	■			
		②津堅地区	■			
	バルク機能	③新港地区(7.5m岸壁)	■	■		
		④新港地区(10m、13m岸壁)	■	■	■	
	エネルギー機能	⑤中城地区	■	■	■	
		⑥小那覇地区	■	■	■	
		⑦仲伊保地区	■	■	■	
金武湾港	エネルギー機能	⑧金武地区、赤崎地区、天願地区	■	■	■	

航路啓開・施設復旧船団

グラフ浚渫船、ガット船などの啓開作業船は航路啓開にシフト

航路啓開船団

航路啓開・係留施設復旧作業の流れは、図 3-10 のとおりとする。



※1：調査会社の調査船・機材

測量船、調査船、ナローマルチビーム測深機、サイドスキャンソナー、多素子及びシングルビーム音響測深機、GPS、発電機、ドローン等
 上記に係る燃料

※2：建設会社の作業船

航路啓開：グラブ浚渫船、ガット船、クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水土船、揚錨船、交通船等

施設復旧：クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水土船、揚錨船、交通船等
 上記に係る燃料

※3：金武中城港長への作業許可申請が必要

図 3-10 航路啓開・係留施設復旧作業フローと主な人員・資機材

4. マネジメント計画

4-1. 協議会の設置

(1)協議会の目的

「金武湾港・中城湾港 BCP 協議会」は、金武湾港及び中城湾港において、地震・津波等による災害発生時に港湾利用関係者の各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで、港湾機能を早期に復旧することを目的として設置する。

なお情報通信手段が確保されている限りは、沖縄県港湾課が対策本部となり、各関係者、団体等と調整しつつ、中城湾港・金武湾港の被災に対応する。

(2)協議会会員

協議会には表 4-1 に示す関係者が参加する。

表 4-1 協議会メンバー表

区分（機能）	機関・企業名	担当者所属	備考
主要荷主 （物流）	拓南製鐵株式会社		
	タイガー産業株式会社		
	沖縄県飼料協業組合		
	沖縄うるまニューエナジー株式会社		
船社 （物流）	南西海運株式会社		
	南日本汽船株式会社		
	琉球海運株式会社		
港運事業者 （物流）	中城湾港運株式会社		
	沖縄港運株式会社		
エネルギー関係 （物流）	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社	石川石炭火力運営事業所	
	南西石油株式会社		
	沖縄石油基地株式会社		
	沖縄出光株式会社	沖縄油槽所	
	沖縄ターミナル株式会社		
離島航路船社 （人流）	マルキ産業株式会社	佐敷工場	
	久高海運合名会社 有限会社神谷観光	安座真事務所 平敷屋事務所	
市町村	うるま市		
	沖縄市		
	南城市		
	西原町		
	与那原町		
	北中城村		
	中城村		
	金武町		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	中城海上保安部		
	沖縄地区税関		
	福岡出入国在留管理局那覇支局	嘉手納出張所	
	厚生労働省那覇検疫所		
	農林水産省動物検疫所沖縄支所	動物検疫所沖縄支所	
	農林水産省那覇植物防疫事務所	嘉手納出張所	
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	南部土木事務所	
建設関係 団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタント協会		

(3) 部会の設置

金武湾港及び中城湾港は広大な水域を持ち、また対応すべき機能が多岐にわたり、それぞれの関係者も異なることから、これらの地域特性に鑑み、「金武湾港・中城湾港 BCP 協議会」では機能毎に部会を設けて対応方策を検討する。

なお、復旧に当たっての機材等は共通するものが多いことから、港湾管理者である沖縄県を中心に情報共有・調整を図り、早期の機能回復を図る。

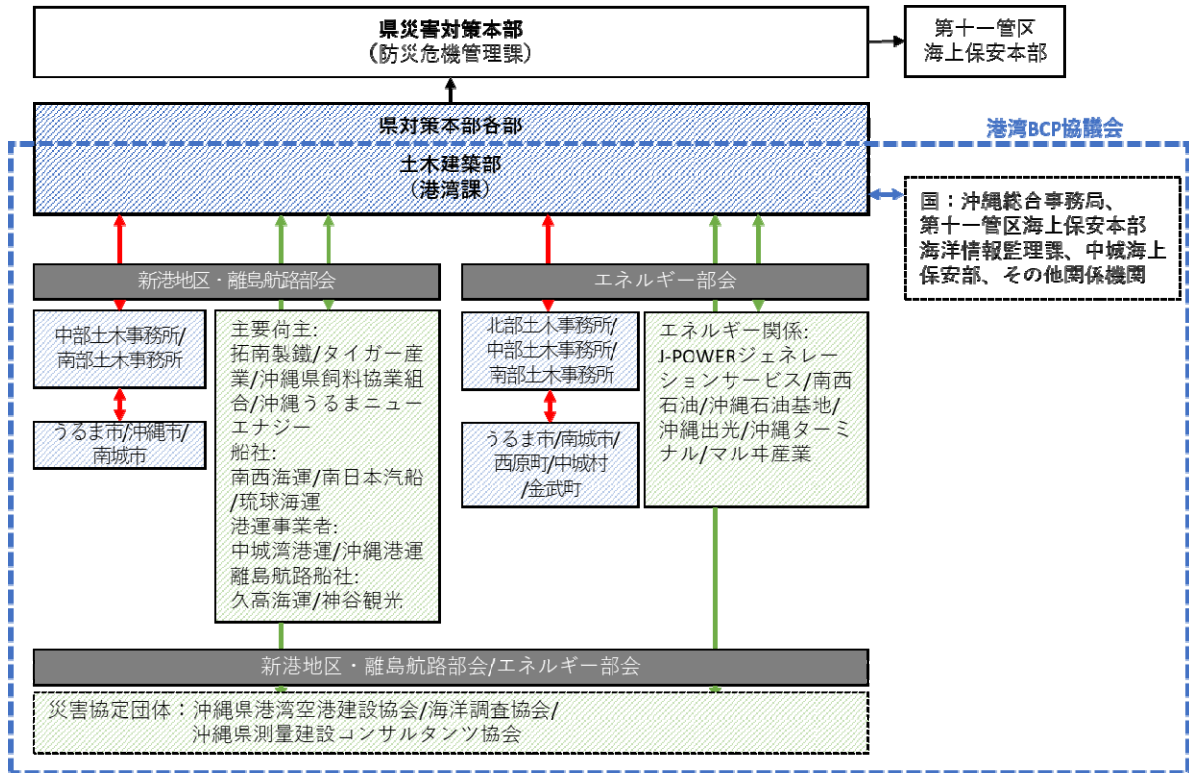


図 4-1 「金武湾港・中城湾港 BCP 協議会」における部会設置及び連絡体制

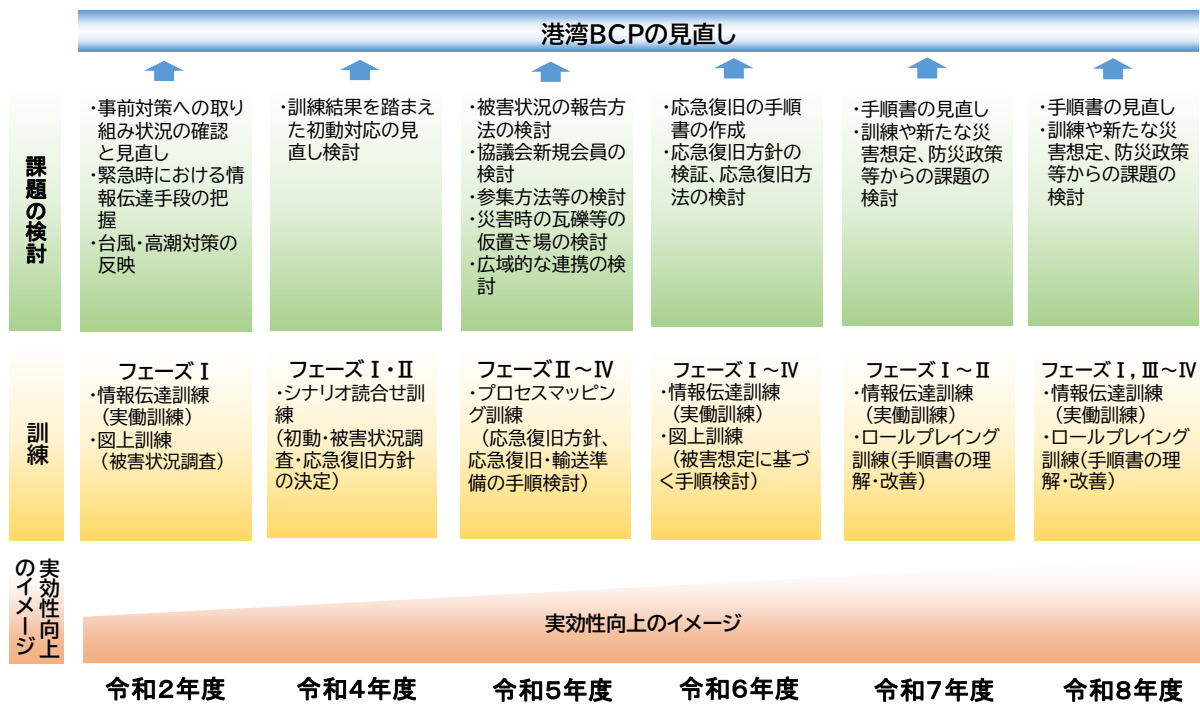
4-3. 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）

港湾BCPを検証し、改善することを目的に、各種訓練実施例を参考として、教育・訓練を定期的に実施する。

いかなる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要である。そのため教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に取り組むものとする。

教育・訓練は、表 4-3 に示す教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）を踏まえ段階的に取り組むこととする。なお、ロードマップ（案）は訓練の取り組み状況や、港湾BCPに関する国の方針等を踏まえて適宜見直すこととする。

表 4-3 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）



※予算配分状況によりロードマップを見直す場合がある。
 ※令和9年度以降は、令和8年度までの課題を踏まえ計画する。

4-4. 見直し・改善の実施計画

本計画で定めた発災前の行動計画の実施状況、災害や災害時連携方策等に関する新たな知見、港湾物流の動向等の最新情報に基づき、本計画を継続的に見直し（PDCA サイクル）、改善し、より有用で実効性の高い計画に更新することを規定する。

本計画の見直しと改善は、以下のとおり実施する。

- 本計画の見直しは毎年実施する。
- 大規模な計画の見直しは協議会で協議する。
- 軽微な変更は部会レベルの会議で協議する。

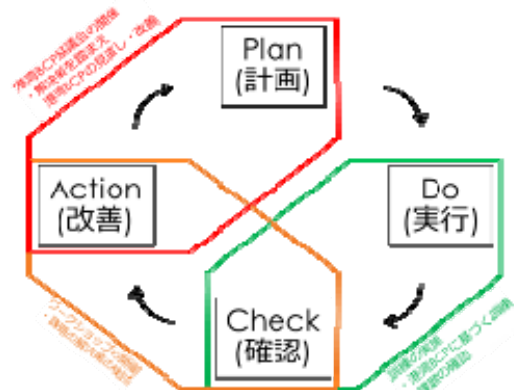


図 4-2 PDCA サイクルのイメージ

■資料編

(1)協議会規約

金武湾港・中城湾港BCP協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「金武湾港・中城湾港BCP協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、金武湾港・中城湾港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 通常時からの災害時(業務継続計画の策定)の協議、連絡調整、訓練等に関する事。
- (2) 災害時における行政機関と民間を結ぶ要請、連絡事項の情報伝達に関する事。
- (3) 災害時の官民の情報共有に関する事。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 協議会は、別紙に掲げる金武湾港・中城湾港に関連する行政機関、団体、事業者等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加できる。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、沖縄県土木建築部参事とする。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課とする。

(部会)

第7条 協議会においては専門的な検討を行うため、部会を置く。

- (1) 部会長は、沖縄県土木建築部港湾課長とする。
- (2) 部会長は部会を代表し、会務を統括する。

(アドバイザー)

第8条 協議会及び部会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることができる。

(会議の開催)

第9条 協議会は、会長が、必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第10条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、平成28年12月28日から適用する。

この改正は、令和6年3月15日から適用する。

(別紙 第4条関係) 金武湾港・中城湾港BCP協議会 構成員

区分(機能)	機関・企業名	担当者所属	備考
主要荷主 (物流)	拓南製鐵株式会社		
	タイガー産業株式会社		
	沖縄県飼料協業組合		
	沖縄うるまニューエナジー株式会社		
船社 (物流)	南西海運株式会社		
	南日本汽船株式会社		
	琉球海運株式会社		
港運事業者 (物流)	中城湾港運株式会社		
	沖縄港運株式会社		
エネルギー関係 (物流)	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社	石川石炭火力運営事業所	
	南西石油株式会社		
	沖縄石油基地株式会社		
	沖縄出光株式会社	沖縄油槽所	
	沖縄ターミナル株式会社		
	マルキ産業株式会社	佐敷工場	
離島航路船社 (人流)	久高海運合名会社	安座真事務所	
	有限会社神谷観光	平敷屋事務所	
市町村	うるま市		
	沖縄市		
	南城市		
	西原町		
	与那原町		
	北中城村		
	中城村		
	金武町		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	中城海上保安部		
	沖縄地区税関		
	福岡出入国在留管理局那覇支局	嘉手納出張所	
	厚生労働省那覇検疫所		
	農林水産省動物検疫所沖縄支所	動物検疫所沖縄支所	
	農林水産省那覇植物防疫事務所	嘉手納出張所	
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	南部土木事務所	
	沖縄県土木建築部		
	建設関係 団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)
海洋調査協会		いであ(株)	
沖縄県測量建設コンサルタント協会			

(2)被害状況報告様式

表 被害状況報告様式

〇〇被害状況 (港湾) 月/日 00:00時点

第〇報 の番号	通し 番号	発生日時	港湾名	地区名	施設名	施設番号	公共・民間	被害状況 ○使用可能 △応急復旧で使用可能 ×使用不可	被災内容	数量等	影響	復旧状況	今後の対応	分類	報告日時	所管土木事 務所	入力者

(3)金武中城港台風・津波対策実施要領

港長勧告の発出基準となる、金武中城港台風・津波対策実施要領を以下に添付する。

金武中城港台風・津波対策実施要領

金 武 中 城 港 長
金武中城港海難防止会

金武中城港及びその周辺海域における台風・津波等の自然災害による被害の未然防止及び拡大防止を図るため、本実施要領を策定する。

- 1 台風対策
- 2 津波対策
- 3 急速に発達する低気圧等（台風を除く）への対策
- 4 南海トラフ地震臨時情報への対応
- 5 船舶及び事業者への周知方法
- 6 その他

金武中城港台風・津波対策実施要領

金武中城港長
金武中城港海難防止会

1 台風対策

港則法第39条第4項に基づき、港長が行う勧告の発出・解除の基準及び実施事項等は、次表のとおりとする。

区分	発出時期	船舶の措置
第一体制 (警戒勧告)	風速25 m/s以上の暴風圏が48時間以内に金武中城港に到達すると予想される場合	① 船舶は、台風の動きに留意し、乗組員の待機、機関の準備等、避難できる態勢を整えること。 ② 荷役作業は、直ちに中止できる態勢を整えること。 ③ 小型船舶は、気象状況に応じ、港内の船溜り等の安全な場所に避難すること。 ④ 港内工事作業従事者等は、資機材の流出防止措置等を行い、厳重な警戒体制をとること。
第二体制 (避難勧告)	風速25 m/s以上の暴風圏が24時間以内に金武中城港に到達すると予想される場合	① 避難の対象船舶は速やかに離岸(離棧)し、避難すること。 ② 荷役作業を中止し、安全な場所に避難するとともに荒天準備を完了させること。 ③ 重要施設の周辺海域「半径2海里」を錨泊制限海域とするので錨泊しないこと。(別紙1参照)
体制の解除	金武中城港が台風の影響圏外となり、次第に平穏になるものと予想される場合	船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認後、港外退避等の措置を復旧し、入港することができる。なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び係留施設の異常の有無等を事前に確認しておくこと。

(注)

1) 避難の対象船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、港内において工事・作業に従事している船舶のうち自力航行が出来ない台船等を除くものとする。

なお、自力航行が出来ない台船等について、岸壁等で避泊する場合は、原則として有人監視とし、係留強化等必要な措置を講じること。また、自力航行が出来ない台船等を港内に錨泊避泊させる場合は、走錨海難を防止する観点から当直員(錨泊監視等)を配置のうえ、直ちに移動等が可能な体制を構築しておくこと。

2) 第二体制(避難勧告)発出時において、船舶の措置が講じられていない場合、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向について確認のうえ、必要に応じて当該船舶に対して、個別に追加的な勧告を行うことがある。また、追加的な勧告を行った場合において、船舶側の対応が確実に実施されない懸念がある場合には、港則法第39条第3項に基づき、移動等の命令を行うことがある。

- 3) 走錨海難を防止するため、船舶は、国際 VHF (c h 1 6) を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員 (錨泊監視等) の配置及び AIS^{*1} 搭載船舶は AIS を常時作動させておくこと。また、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。
- 4) 重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地株式会社及び沖縄ターミナル株式会社のシーバース並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の棧橋をいう。
- 5) 錨泊制限海域での錨泊について、港長が錨地又は停泊場所として指定した場合はこの限りとし
ない。
- 6) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

2 津波対策

地震等の自然災害の発生に伴い、「(大) 津波警報」又は「津波注意報」(以下「津波警報等」という。)が気象庁(台)から発表された場合、金武中城港長は次表の区分による体制を執るべきことを勧告するものとするが、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は地震の発生等があった際は、気象情報に留意し、情報入手に努めるとともに津波警報等が発表された際には、港長からの体制等の勧告発出はなされたものとして、速やかに「津波に対する船舶対応要領一覧表(別紙2)」に定める船舶の用途、大きさに応じた所要の措置内容を参考に対応すること。

当該措置に際して、船舶は、人命の安全を第一に考え、安全サイドに立った措置を行うものとし、必ずしも「津波に対する船舶対応要領一覧表(別紙2)」の措置内容に従う必要はなく、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外退避等を優先するものとし、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、次表の規定に関わらず、乗組員・乗客・作業員を安全な場所に避難させることを念頭に置き対応すること。

区分	発出時期	船舶の措置
津波第一体制 (警戒勧告)	気象庁(台)から沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合	船舶は、津波の来襲に備え「津波に対する船舶対応要領一覧表(別紙2)」に定める船舶の用途、大きさに応じた所要の措置を参考に対応すること。
津波第二体制 (避難勧告)	気象庁(台)から沖縄本島地方に津波警報又は大津波警報が発表された場合	船舶は、津波の高さ及び時間的余裕並びに船舶の用途、大きさ等に応じ「津波に対する船舶対応要領一覧表(別紙2)」に定める所要の措置を参考に対応すること。
体制の解除	気象庁(台)から津波注意報・(大)津波警報が解除された場合	船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認後、港外退避等の措置を復旧、入港することができる。なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設の異常の有無等を事前に確認しておくこと。

(注)

- 1) 対象船舶は、金武中城港内及び同港境界付近における全ての船舶とする。
- 2) 小型船舶とは、プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない。)とする。なお、小型船舶が通常陸揚げ固縛されるスロープや砂浜の傾斜地は、津波が遡上する危険性があるので、陸揚げ場所には十分注意する。

- 3) 気象庁（台）からの津波予報を入手できない状況にあっても、強い地震（震度4程度以上）を感じた時は、一般的に震源が近距離の場合が多い。震源が近い時に津波が発生すれば、短時間で到達することを考慮する必要がある。
また、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れとして感じた時は、大きく断層が動いた「地震津波、長周期地震」の可能性のあることから、津波発生を想定していた対応をとる必要がある。
- 4) 緊急避難に要する時間は、「避難準備に要する時間（機関用意、乗下船と荷役・作業中断の所要時間等）」と「安全な海域までの移動時間」を考慮し、各船舶は入港の都度、両者を把握しておくこと。
- 5) 津波警報等に基づき港長の発出した体制下における船舶がとるべき措置については、船長判断とするが、避難海域等について、船舶交通の危険等のおそれがある場合、港則法第39条第3項に基づき、港長から移動等の命令を行うことがある。
- 6) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで対応措置を講ずること。
- 7) 津波対策における体制の勧告発出は、津波警報等の種類によるものであり、台風対策と違い、津波第一体制ののちに津波第二体制に移行するといったものではないことに留意すること。
- 8) 走錨海難を防止するため、船舶は、国際 VHF（c h 1 6）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員（船橋当直・無線当直等）の配置及び AIS^{※1} 搭載船舶は AIS を常時作動させておくこと。また、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。
- 9) 港長は気象庁（台）から津波警報等が発表された場合、区分のとおり体制とするよう勧告するが、時間的に余裕がないことも考えられることから、気象庁（台）から津波警報等が発表された時刻をもって区分に応じた体制の勧告を発出したものとみなす。

3 急速に発達する低気圧等（台風を除く）への対策

港則法第39条第4項に基づき、港長が行う勧告の発出・解除の基準及び実施事項等は、次表のとおりとする。

区分	発出時期	船舶の措置
第二体制 (避難勧告)	気象庁（台）から沖縄東方海上に海上暴風警報が発出された場合	① 船舶は速やかに離岸（離棧）し、避難すること。 ② 荷役作業を中止し、安全な場所に避難するとともに荒天準備を完了させること。 ③ 重要施設の周辺海域「半径2海里」を錨泊制限海域とするので錨泊をしないこと。（別紙1参照）
体制の解除	気象庁（台）から沖縄東方海上に発表されていた海上暴風警報が解除された場合	船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認後、港外退避等の措置を復旧し、入港することができる。なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び係留施設の異常の有無等を事前に確認しておくこと。

(注)

- 1) 第一体制（警戒勧告）については、気象庁（台）が発表する海上暴風警報以下の基準（海上強風警報等）、その発表頻度等を勘案すると、現実的でないことから発出しないこととする。
- 2) 避難の対象船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、港内において工事・作業に従

事している船舶のうち自力航行が出来ない台船等を除くものとする。

なお、自力航行が出来ない台船等について、岸壁等で避泊する場合は、原則として有人監視とし、係留強化等必要な措置を講じること。また、自力航行が出来ない台船等を港内に錨泊避泊させる場合は、走錨海難を防止する観点から当直員（錨泊監視等）を配置のうえ、直ちに移動等が可能な体制を構築しておくこと。

- 3) 第二体制（避難勧告）発出時において、船舶の措置が講じられていない場合、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向について確認のうえ、必要に応じて当該船舶に対して、個別に追加的な勧告を行うことがある。また、追加的な勧告を行った場合において、船舶側の対応が確実に実施されない懸念がある場合には、港則法第39条第3項に基づき、港長から移動等の命令を行うことがある。
- 4) 走錨海難を防止するため、船舶は、国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員（船橋当直・無線当直等）の配置及びAIS^{*1}搭載船舶はAISを常時作動させておくこと。また、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。
- 5) 重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地株式会社及び沖縄ターミナル株式会社のシーバース並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の栈橋をいう。
- 6) 錨泊制限海域での錨泊について、港長が錨地又は停泊場所として指定した場合はこの限りとしな
- い。
- 7) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

4 南海トラフ地震臨時情報への対応

これまでの港内における船舶津波対策（以下「港内津波対策」という。）は、地震の発生に伴い、「津波警報等」が発表されたことを契機として、港内在泊船舶の大きさ、種類等に応じて、港外避難等の避難行動を取ることを原則としていた。

ただし、「東海地震」については、地震予知等が可能であるとの前提の下、その影響を受けることが予想される地域にあっては、地震が発生していない状況においても、東海地震に関連する各情報に応じて、津波警報等が発表されることを想定し、港外避難等の避難行動を取ることにしていた。

このような中、「東海地震」を含む「南海トラフ地震」への対応については、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が変更され、新たな防災対策が策定されたところであり、南海トラフ想定震源域またはその周辺で速度的に解析されたモーメントマグニチュード（以下「M」という。）6.8程度以上の地震（以下「先発地震」という。）や短い時間に南海トラフ想定震源域のプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべり（以下「ゆっくりすべり」という。）といった現象が観測された場合、それらに対する調査が行われ、先発地震やゆっくりすべりが発生した後に発生する南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際に発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）を契機として、地震・津波の発生を待たず、必要な防災対策を取ることとなった（気象庁による東海地震関連情報の発表は今後行われない）。

このため、先発地震に伴い発生する津波への対応にあたっては、これまでの考え方に基づき、必要な対応を行うことに加え、南海トラフ地震防災対策推進地域にある港においては、随時発表される臨時情報に応じて複層的に対応する必要があるところ、南海トラフ地震の多様な発生形態に対応した適切な港内津波対策の推進が求められている。

沖縄県における「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡東村、島尻郡与那原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡北大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡八重瀬町、宮古郡多良間村となっており、金武中城港の港域内に所在するうるま市、南城市、島尻郡与那原町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」となっていることから、気象庁から「臨時情報」が発表された場合については、港長から次表の区分により情報伝達、注意喚起あるいは勧告等を発出するものとする。

区分及び発出時期	船舶の措置
【情報伝達】 「南海トラフ臨時情報（調査中）」 又は 「南海トラフ臨時情報（調査終了）」	在港船舶は、南海トラフ地震情報に係る気象庁の発表に留意すること。
【注意喚起】 「南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）」 が発表された時（発表期間 1 週間）	在泊船舶は、南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行っておくこと。
【勧告】 「南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）」 が発表された時（発表期間 1 週間）	在泊船舶は、避難準備を行い、直ちに出海できる体制を整えるとともに南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 また、以下の内容についてあらかじめ確認しておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合にあつては、自主的に安全な海域に避難しておくこと。

- (1) 先発地震が発生し、またはゆっくりすべりを観測した際は、気象庁から南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。
- (2) (1) の情報が発表された後、発生した現象について評価を行うため、有識者からなる「南

海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その評価結果を受け、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下「巨大地震警戒」という。）（※1）や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下「巨大地震注意」という。）（※2）が発表される。

なお、巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれの発表条件を満たさなかった場合は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表される。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合に発表

※2 後発地震が発生しないまま巨大地震警戒が解除された場合、南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、同プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合あるいはゆっくりすべりが観測された場合に発表

(3)(2)の巨大地震警戒又は巨大地震注意の発表後、地震活動や地殻変動の状況について、適宜気象庁から「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

ただし、後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあることに留意が必要。

(4)(2)の巨大地震警戒又は巨大地震注意について、発表期間は1週間である。気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」に関して、継続情報が発表されない場合にあっては、港長からの報告は1週間の経過をもって自動的に失効するものとする。

なお、船舶は引き続き関連情報の入手に努めること。

5 船舶及び事業者への周知方法

- (1) 中城海上保安部は、体制等の発出及び解除をFAX等により周知する。
- (2) 金武中城港沿岸に事務所を構える漁業協同組合は、原則として、体制等の発出・解除（津波警報等にあつては、気象庁（台）からの発表）を所属漁船に周知すること。
- (3) 海上保安庁は、AIS搭載船に対し、避難勧告等が発出（解除）された旨のメッセージを送信する。
- (4) 海上保安庁が運用する「海の安全情報」※2に、避難勧告等が発出（解除）された旨の内容を掲載する。

※1 AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）

船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム

※2 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）

海上保安庁が、気象海象の現況、緊急情報等を、船舶の運航者等に対し、インターネットなどを通じてリアルタイムに提供するシステム

6 その他

係留施設の管理者は、港長から体制の解除が発表された後、海上流出物の有無及び船舶の着岸、係留に関する支障の有無を確認し、支障があると認められた場合は、直ちに関係官庁、関係船舶等に連絡すること。

平成22年7月 8日 改正（港則法改正に伴う改正）

平成24年6月26日 一部改正

平成27年7月15日 一部改正

平成28年7月22日 一部改正

令和 元年5月30日 一部改正

令和 3年7月13日 一部改正

令和 4年7月 1日 一部改正



金武中城港沖縄石油基地シーバース灯（北緯26度23分21秒 東経127度58分27秒）及び金武中城港沖縄ターミナルシーバース灯（北緯26度22分39秒 東経127度57分54秒）を中心とする半径2海里の円内海面



金武中城港吉の浦火力発電シーバース灯（北緯26度15分48秒 東経127度49分04秒）を中心とする半径2海里の円内海面

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

勧告の種類	津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応						
				港内着岸船			錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船		工事中
				大型船、中型船(漁船を含む)		小型船		大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	
危険物積載船舶	一般船舶 (作業船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	工事中 (作業台船及び起重機船を含む)				
津波第一体制	津波注意報	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	—	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	陸揚げ固縛 又は 係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止・港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 陸上避難
津波第二体制	津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊 又は港外退避	着岸後陸上避難 又は港内避泊	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 陸上避難
	大津波警報	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊 又は港外退避	着岸後陸上避難 又は港内避泊	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成しておく。		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。	錨地として使用されている海域のうち、津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく。		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。	

「南海トラフ地震臨時情報」に対する対応

南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ臨時情報(調査中)	○南海トラフ地震情報に係る気象庁の発表に留意すること
	南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)	○南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ○連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行っておくこと
	南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)	○避難準備を行い、直ちに帰港できる体制を整えること ○南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ○以下の内容についてあらかじめ確認しておくこと ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合にあっては、自主的に安全な海域に避難しておくこと
備考		

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)がある場合
- 無し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避が間に合わない場合は港内の緊急避難海域において待機)。
- 港内避泊 : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)